

令和7年度

子ども・子育て支援等推進調査研究事業

「ひとり親家庭支援における相談支援従事者の人材養成研修に関する調査研究」

事業報告書

令和8年3月

PwC コンサルティング合同会社



## 要旨

### 背景・目的

ひとり親家庭は、子育てと生計の維持を一人で担うことから、多様な困難に直面し得る。母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条では、ひとり親家庭等の相談に応じ、自立に必要な情報提供及び相談支援を行うとともに、就業の支援にあたる母子・父子自立支援員の設置が定められており、都道府県や福祉事務所を設置する市町村等に母子・父子自立支援員が配置されている。母子・父子自立支援員の職務は、ひとり親家庭の総合相談窓口として、ひとり親家庭の課題を把握し、必要かつ適切な助言や情報提供を行うというものであり、全国のひとり親家庭の支援において重要な役割を担っている。

母子・父子自立支援員をはじめとするひとり親家庭等の相談支援の従事者(以下「母子・父子自立支援員等」という。)の資質向上に関しては、これまでに「ひとり親家庭支援の手引き」や「ひとり親家庭支援のための相談対応事例集」、「ひとり親家庭等への相談支援ハンドブック」等の資料が作成・公開されている。

一方で、令和6年度「ひとり親家庭支援における相談支援に必要な人材の在り方及び支援者の人材養成に関する調査研究」によると「ひとり親家庭支援の手引き」の認知度は7割以上であったものの、「一通り読んだことがある」と回答した市区町村は3割に留まっており、資料を作成・公開しただけでは十分な活用に至らないことがうかがえる。

以上の背景から、母子・父子自立支援員等による支援の質が向上するよう、ひとり親家庭等の相談支援において必要な知識や技術を身につけることができる階層別の研修カリキュラムを作成することを目的として本調査研究を実施した。

### 調査方法

上記の目的を達成するため、既存文献・先行研究調査、既存研修調査、自治体ヒアリング調査を実施し、その結果を踏まえて研修カリキュラムを検討した。

また、有識者・実務者から構成される検討委員会を設置し、各種調査、研修カリキュラムの検討にあたっての助言を得た。

## 調査結果

### ①既存文献・先行研究調査

研修カリキュラム作成の参考とするため、母子・父子自立支援員等や、ひとり親家庭等を対象とした相談支援に関する既存文献・先行研究等を調査した。

(既存文献・先行研究調査から得られた知見)

- 母子・父子自立支援員等に求められる主な資質として、以下3点があること。
  - 相談支援の質を担保・向上すること
  - ひとり親家庭等の多様な状況を踏まえた制度・事業や関係部署・機関に関する知識を有すること
  - 多様な関係部署・機関と連携し、それぞれの専門性を活かした対応を行うこと
- ひとり親家庭等の実態や支援ニーズを整理するとともに、母子・父子自立支援員の実態として、経験年数に二極化の傾向がみられること、同じ職務を担う同僚が身近にいない「ひとり職場」で業務を行う者が一定数存在すること。

⇒こうした実態を踏まえ、本調査研究では、研修カリキュラムの策定にあたり、相談支援に関する知識・スキルの習熟度や経験年数の違いを踏まえた階層設定、研修を通じた母子・父子自立支援員等同志の交流機会の創出、母子・父子自立支援員等が無理なく受講できる研修の枠組み等について検討を行った。

### ②既存研修調査

研修カリキュラム作成の参考として「ひとり親家庭等への支援」と類似・共通するテーマの既存研修として、こども家庭ソーシャルワーカー研修、女性相談支援員養成研修、生活困窮者自立支援制度人材養成研修の構成や内容等を調査した。

(既存研修に共通していた点)

- 全員が学ぶ共通基盤に加え、資格・役割・経験年数等に応じた階層別・ルート別研修を組み合わせた構成が採られていること。
- 座学と演習を組み合わせ、受講者同志のネットワーク形成を重視していること。

⇒本研修カリキュラムにおいては、全員共通で受講する座学と、実践的な学びを深める演習の組み合わせを基本構造とした。演習パートは異なる階層の受講者が同一の場に参加することを前提としつつ、各階層の受講者が到達目標の達成に向けて学べるよう、グループ構成やグループ内での役割分担の例を示した。また、演習の前後に任意参加の交流会を実施する設計とした。

### ③自治体ヒアリング

研修の受講者にあたる母子・父子自立支援員及び自治体職員を対象にヒアリング調査を実施し、講義内容や開催形式に関する受講者側のニーズを把握した。

#### 本調査研究の成果・考察

本調査研究では、各種調査結果及び検討会での議論を踏まえて、母子・父子自立支援員等向け研修での活用を念頭に、研修の全体像、受講対象者の階層構造、及び具体的な研修内容やそれに紐づく到達目標及び時間配分を提示した研修シラバスを一体的に検討し、研修カリキュラムとして取りまとめた。

検討にあたっては、受講者の経験年数の二極化や「ひとり職場」、多様な雇用形態といった母子・父子自立支援員の実態を踏まえて、座学はオンデマンド形式、演習は対面またはオンライン形式を選択できるようにする等、参加しやすさに配慮した。また、座学は全受講者共通、演習は階層別の到達目標を設定しながらも、受講者同士の学び合いにも配慮する設計とした。

今後の研修実施に向けては、研修の実施方法や内容の妥当性について、受講者の意見等を踏まえながら検証し、必要に応じて見直しを行っていくことが求められる。

## 目次

---

要旨 .....	i
1. 事業概要 .....	1
(1) 背景と目的 .....	1
(2) 事業の全体像 .....	2
(3) 検討委員会 .....	3
2. 文献・既存研修調査 .....	5
(1) 既存文献・先行研究 調査概要 .....	5
(2) 既存文献・先行研究 調査結果 .....	6
(3) 既存研修 調査概要 .....	9
(4) 既存研修 調査結果 .....	9
(5) まとめ：研修カリキュラムへの反映方針 .....	20
3. ヒアリング調査 .....	22
(1) 調査概要 .....	22
(2) 調査結果 .....	23
(3) まとめ：研修カリキュラムへの反映方針 .....	27
4. 研修カリキュラム策定に係る議論 .....	29
(1) 研修カリキュラム策定の流れ .....	29
(2) 研修の全体像 .....	29
(3) 受講対象者の階層構造 .....	31
(4) 研修カリキュラムの内容 .....	33
(5) 今後に向けて .....	35
付録 ひとり親家庭等支援における相談支援従事者の人材養成研修 カリキュラム	

# 1. 事業概要

---

本章では、本調査研究の背景と目的、及び、事業の全体像等について掲載する。

## (1) 背景と目的

---

### (ア) 背景

#### ① 母子・父子自立支援員の位置づけ

ひとり親家庭は、子育てと生計の維持を一人で担うことから、多様な困難に直面し得る。母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条では、ひとり親家庭等の相談に応じ、自立に必要な情報提供及び相談支援を行うとともに、就業の支援にあたる母子・父子自立支援員の設置が定められており、都道府県や福祉事務所を設置する市町村等に母子・父子自立支援員が配置されている（令和5年度末時点で全国に1,797人）。母子・父子自立支援員の職務は、ひとり親家庭の総合相談窓口として、ひとり親家庭の課題を把握し、必要かつ適切な助言や情報提供を行うというものであり、全国のひとり親家庭の支援において重要な役割を担っている。

母子・父子自立支援員になる者の要件については、上記の法令において「社会的信望があり、その職務を行うに必要な熱意と識見を持っている者」とされているが、保有資格に関する要件は特段定められていない。

#### ② 母子・父子自立支援員の実態

令和6年度調査研究<sup>1</sup>によると、母子・父子自立支援員の経験年数は、都道府県・市町村ともに5年以上が半数程度、3年未満が3～4割と二極化している。

相談支援の専門性については、都道府県では約5割、市町村では約7割の母子・父子自立支援員が福祉・児童・教育・医療等の有資格者である一方で、過去に相談支援業務に従事した経験がない母子・父子自立支援員は都道府県では5割、市町村では4割となっており、相談支援業務未経験で母子・父子自立支援員となる者が少なくない。

また、職場環境としては、母子・父子自立支援員が一人しかいない、いわゆる「ひとり職場」が市区町村を中心に多く存在している。また、都道府県・市町村ともに、ひとり親家庭等への相談支援窓口担当者が助言を得られる機会があると答えた自治体は8割程度あるものの、助言を受けられる体制にない自治体も一定数いることが確認されている。さらに、母子・父子自立支援員は会計年度任用職員（パートタイム）等、任期や勤務時間に制約のある雇用形態が多いことや、母子・父子自立支援員の半数程度がひとり親家庭等への支援以外の業務と兼務をしていること等も踏まえると、自主的な学習に費やす時間の確保も難しい状況にある母子・父子自立支援員等が多いことが想定される。

#### ③ 母子・父子自立支援員等の資質向上

令和6年度調査研究では、母子・父子自立支援員等のスキル・知識について、相談者の背景を引き出し心情に寄り添う技術や、家計・就業、生活支援、離婚に関する法制度等の知識を十分に身につける必要性が指摘されており、相談技術や関連制度に関する体系的な学習機会へのニーズが高いことが示された。

母子・父子自立支援員等の資質向上に向けては、これまでも「ひとり親家庭支援の手引き」や「ひとり親家庭支援のための相談対応事例集」、「ひとり親家庭等への相談支援ハンドブック」等が作成・公開されているが、令和6年度調査研究によると、「ひとり親家庭支援の手引き」の認知度は7割以上であったものの、「一通り読んだことがある」と回答した市区町村は3割に留まっており、資料を作成・公開しただけでは十分な活用に至らないことがうかがえる。

---

<sup>1</sup> ひとり親家庭支援における相談支援に必要な人材の在り方及び支援者の人材養成に関する調査研究

**(イ) 目的**

これらの背景を踏まえると、母子・父子自立支援員等がひとり親家庭の総合相談窓口としての機能を十分に発揮し、質の高い相談支援を継続的に提供していくためには、体系的な研修の実施を検討していくことが望ましいと考えられる。しかし、現在、人材養成や資質向上を図るために国が定めている体系的な研修やカリキュラム等は存在せず、研修実施についても各自治体に委ねられている。

そのため、母子・父子自立支援員等によって行われる支援の質の向上に資することを旨とし、ひとり親家庭等の相談支援において必要な知識や技術を身につけることができる研修カリキュラムを作成することを目的として本調査研究を実施した。

研修カリキュラムの作成にあたっては、母子・父子自立支援員の経験年数が二極化していることを踏まえ、母子・父子自立支援員等の経験等に応じた階層別の研修カリキュラムの作成についても検討を行った。

**(2) 事業の全体像**

**(ア) 全体像**

本調査研究の目的を達成するため、文献調査、既存研修調査、ヒアリング調査を実施し、その結果を踏まえて、研修カリキュラムを作成した。

あわせて、検討委員会を組成し、調査設計や調査結果の解釈及び研修カリキュラムの作成等について有識者からの助言を得ながら、事業報告書を取りまとめた。

**(イ) スケジュール**

本調査研究は令和7年9月9日に事業の内示を受け、令和8年3月31日まで、図表1に示すおりの経過で事業を実施した。

図表 1 スケジュール

		2025				2026		
		9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検討委員会				★ 第1回	★ 第2回		★ 第3回	
文献・既存研修調査	先行研究	調査						
	既存研修	調査						
ヒアリング調査		項目検討	対象検討	依頼①	実施①	まとめ①	依頼②	実施②
							まとめ②	
研修カリキュラム検討		作成方針検討	素案作成		検討		最終化	
報告書					報告書作成			

### (3) 検討委員会

本調査研究では、円滑な実施と成果物の質的向上のため、有識者により構成される検討委員会を設置し、事業実施期間中に計3回実施した。

#### (ア) 委員構成

検討委員会委員は下記のとおりである。

図表 2 検討委員会委員

氏名	所属
新保 幸男 ◎	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部 教授
杉本 眞代	全国母子・父子自立支援員連絡協議会
中島 尚美	柏市こども部こども福祉課 母子・父子自立支援員
山本 広枝	関西学院大学人間福祉学部 非常勤講師
湯澤 直美	全国母子寡婦福祉団体協議会 副理事長

(五十音順、敬称略、◎は座長)

#### (イ) 事務局

本調査研究を実施した事務局は下記のとおりである。

図表 3 事務局

氏名	所属
東海林 崇	PwCコンサルティング合同会社 ディレクター
当新 卓也	PwCコンサルティング合同会社 シニアマネージャー
初見 歌奈子	PwCコンサルティング合同会社 マネージャー
竹下 はるな	PwCコンサルティング合同会社 シニアアソシエイト
渡邊 実樹	PwCコンサルティング合同会社 アドミニストレイティブ

#### (ウ) 開催状況

各回の議題は以下のとおりである。なお、検討委員会各回の実施前には座長（新保氏）及びこども家庭庁との事前打ち合わせを実施した。

図表 4 検討委員会 議題

回・時期	議題
第1回 令和7年11月11日	<ul style="list-style-type: none"><li>委員紹介</li><li>事業概要の説明</li><li>文献調査結果の中間報告</li><li>研修カリキュラムの検討</li><li>ヒアリング調査方法の検討</li><li>今後のスケジュールの共有</li></ul>
第2回 令和7年12月15日	<ul style="list-style-type: none"><li>スケジュールの共有</li><li>文献調査・ヒアリング調査の進捗報告</li><li>研修カリキュラムの検討</li><li>報告書 目次案の検討</li></ul>

回・時期	議題
第3回 令和8年2月26日	<ul style="list-style-type: none"><li>• スケジュールの共有</li><li>• ヒアリング調査の結果の報告</li><li>• 研修カリキュラムの検討</li><li>• 今後に向けたディスカッション</li></ul>

## 2. 文献・既存研修調査

本章では、既存文献・先行研究及び既存研修を対象とした調査の概要と結果について記載する。

### (1) 既存文献・先行研究 調査概要

研修カリキュラム作成の参考とするため、母子・父子自立支援員等や、ひとり親家庭等を対象とした相談支援に関する既存文献・先行研究等を調査した。

#### (ア) 調査対象

母子・父子自立支援員等及びひとり親家庭等を対象とした相談支援に関する既存文献・先行研究等（国・自治体が実施した調査研究報告書等を含む）

図表 5 既存文献・先行調査リスト

番号	文献名・調査名	発行年	選定理由・活用方法等
1	ひとり親家庭支援担当課職員向け「ひとり親家庭支援の手引き」（厚生労働省）	平成 27 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭支援において支援者に求められる視点や心構えが体系的に取りまとめられており、研修カリキュラムの構成及び内容検討に資する文献として選定した。</li> </ul>
2	シングルファーザー事例集「みんなどうしてる？川崎市に暮らすひとり親男性に聞きました」（川崎市男女共同参画センター すくらむ 21）	平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修カリキュラムの検討過程において、委員から推薦があったもの。</li> <li>父子家庭が持つ支援ニーズの調査にあたって活用した。</li> </ul>
3	子どもの貧困対策研究会報告書「ひとり親家庭を取り巻く自治体の支援体制のあり方を問う」（公益財団法人 大阪府市町村振興協会 おおさか市町村職員研修研究センター）	令和 2 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修カリキュラムの検討過程において、委員から推薦があったもの。</li> <li>ひとり親世帯の養育者が抱える困難や、それらに対応する自治体の支援体制について調査・考察がなされており、研修カリキュラム検討の内容検討に資する文献として選定した。</li> </ul>
4	全国ひとり親世帯等調査結果報告（こども家庭庁）	令和 3 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国のひとり親世帯等が直面している困りごとや支援の利用経験等に関する調査結果がまとめられており、研修カリキュラム検討の内容検討に資する文献として選定した。</li> </ul>
5	性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に関する調査研究（内閣府）	令和 4 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修カリキュラムの検討過程において、委員から推薦があったもの。</li> <li>父子家庭が持つ支援ニーズの調査にあたって活用した。</li> </ul>
6	子ども・子育て支援等推進調査研究事業「ひとり親家庭支援における相談支援に必要な人材の在り方及び支援者の人材養成に関する調査研究」報告書（株式会社 NTT データ経営研究所）	令和 6 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>同調査研究にて作成された「ひとり親家庭等への相談支援ハンドブック」は、ひとり親家庭等への支援に関わる全関係者が活用できる実践的な内容となっており、研修カリキュラムの内容検討に資する文献として選定した。</li> </ul>

## (イ) 調査方法

デスクトップリサーチ

## (ウ) 調査期間

令和7年9月～令和7年12月

## (エ) 調査の観点

- 母子・父子自立支援員等に必要な資質（心構え・知識・スキル）
- 母子・父子自立支援員等の実態

## (2) 既存文献・先行研究 調査結果

既存文献・先行研究の検討を通じて、母子・父子自立支援員等に必要な資質（心構え・知識・スキル）や実態及び、ひとり親家庭等の実態や支援ニーズ等を把握した。本節では、研修カリキュラム検討に関連が深い内容に関する知見を整理する。

### ① ひとり親家庭等への支援に求められること

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業「ひとり親家庭支援における相談支援に必要な人材の在り方及び支援者の人材養成に関する調査研究」報告書では、ひとり親家庭支援に求められることとして以下の3点が挙げられている。

- 支援者の相談支援の質の担保・向上を図ること
- ひとり親家庭等の多様な状況を踏まえた制度・事業や関係部署・機関に関する知識を持つこと
- 多様な関係部署・機関と連携してそれぞれの専門性を活かした対応

また、同調査研究で作成された「ひとり親家庭等への相談支援ハンドブック」は、上記の3点をおさえて構成されている。ハンドブックは「相談支援に関する知識や経験のない初任者の方」も重要なポイントを理解し、相談支援にあたるよう、相談支援の全体像及び各段階に関する具体的な説明がされていることが特徴である。本調査研究における研修カリキュラムの策定においては、ハンドブックの構成を参考として、カリキュラムの骨子を検討した。また、座学パートの科目や講義内容の検討にあたって、各章の具体的な記載内容を参考にした。

図表 6 「ひとり親家庭等への相談支援ハンドブック」構成

章	節	目
はじめに	・ —	・ —
ひとり親家庭等への支援の概要と本書のねらい	・ 本書の目的と想定読者 ・ 本書の相談支援の対象と求められる視点 ・ より詳細な考え方や事例を知りたいとき ・ 本書の“支援者”について	・ —
ひとり親家庭等への相談支援におけるポイント	・ 相談支援の流れと体制	・ 相談支援の流れの全体像 ・ 相談支援を進める体制について
	・ 相談支援の流れ	・ 相談を受け付ける（インテーク） ・ 情報を収集・整理し、解決が必要な課題を分析する（アセスメント） ・ 支援の目標と計画を考える（プランニング）

章	節	目
		<ul style="list-style-type: none"> <li>支援を実行する（アクション）、経過を確認・評価する（モニタリング）</li> <li>支援を終える（ターミネーション）</li> </ul>
相談内容ごとの活用可能な制度や事業等	<ul style="list-style-type: none"> <li>離婚、養育費、親子交流に関する相談</li> <li>就業や就業に向けた資格取得に関する相談</li> <li>手当・経済的な支援に関する相談、家計相談</li> <li>生活、住まい・施設に関する相談</li> <li>こどもの養育相談、子育て支援、こどもの教育に関する相談</li> <li>保健・医療、年金に関する相談</li> </ul>	—

「ひとり親家庭支援の手引き」では、ひとり親家庭の支援を行う上で必要な視点や心構えが示されているほか、相談支援のテーマごとに、テーマの説明や支援における留意点がまとめられている。本調査研究における研修カリキュラムの策定においては、ハンドブックとあわせて構成を参考として、カリキュラムの骨子を検討した。また、座学パートの科目や講義内容の検討にあたって、各章の具体的な記載内容を参考にした。

図表 7 「ひとり親家庭支援の手引き」構成

章	節
母子・父子自立支援員の業務と連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>はじめに</li> <li>働きと業務指針</li> <li>関わりの中で留意すべき事</li> </ul>
相談支援の基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭の支援を行う上で必要な視点</li> <li>安心して相談をしてもらうために</li> <li>対面相談の受け方</li> <li>電話での相談の受け方</li> <li>メールでの相談の受け方</li> <li>集中相談の実施</li> </ul>
相談支援（テーマ別）	<ul style="list-style-type: none"> <li>離婚・未婚・死別に関する相談</li> <li>就業相談</li> <li>家計相談</li> <li>生活、住まい・施設</li> <li>子どもの養育相談、子育て支援、子どもの教育</li> <li>養育費・面会交流の相談</li> <li>DV・児童虐待に関する相談</li> <li>手当・経済的支援</li> <li>保健・医療、年金</li> <li>再婚</li> </ul>
社会資源や関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関との連携の必要性、連携の姿勢、連携の機会</li> <li>社会資源の活用に向けた情報提供</li> </ul>

## ② 母子・父子自立支援員等の実態

令和6年度「ひとり親家庭支援における相談支援に必要な人材の在り方及び支援者の人材養成に関する調査研究報告書」では、母子・父子自立支援員の経験年数、職務経験、雇用形態等に関する実態が把握されている。

経験年数については、5年以上の経験を有する方が一定の割合(都道府県57.6%、市区町村41.9%)を占める一方で、3年未満の比較的経験年数の短い方も3～4割程度存在しており(都道府県32.8%、市区町村43.4%)、経験年数の二極化傾向がみられる。また、過去に相談支援に従事した経験がなかった方は4～5割(都道府県51.3%、市区町村39.4%)にのぼる。

職場環境としては、母子・父子自立支援員が一人配置されている、いわゆる「ひとり職場」が一定数を占めており(都道府県7.7%、市区町村47.0%)、母子・父子自立支援員が配置されていない自治体も存在する(都道府県2.6%、市区町村21.8%)。一定数の母子・父子自立支援員は、同じ職務を担う同僚が身近にいない環境で業務を行っていると考えられる。

雇用形態は、会計年度任用職員(パートタイム)が半数以上(都道府県58.7%、市区町村80.9%)を占めており、任期や勤務時間の制約から、継続的なスキルアップの機会の確保が難しい状況にあることがうかがわれる。

また、ひとり親家庭への相談支援にあたって参考にしていないものの有無については、「参考にしていない自治体担当者・支援員・関係機関、資料はない」と回答した自治体が7割前後を占めている(都道府県71.8%、市区町村67.1%)。「ひとり親家庭支援の手引き」については、都道府県の87.1%、市区町村の75.8%が「知っている」と回答しており、一定の認知度があることが伺える。ただし、手引きを「一通り読んだことがある」と回答した割合は、都道府県で6割強(61.5%)、市区町村では3割台(35.6%)にとどまる。これらのことから、相談支援に関する資料等を作成・展開しただけでは、十分な活用を見込むことは難しい状況であることが示唆されている。

さらに、ひとり親支援を担う窓口担当者が重要と考える視点としては、「相談者の背景にある状況や困りごとを引き出すための技術」「相談者の心情や状況に合わせた対応を行うための技術」が多く選択されている。相談対応に必要な関連制度・事業への知識が不足、もしくはまとまった情報が必要と考える分野としては、「ひとり親の経済支援・家計管理に関する制度」「ひとり親の生活支援に関する制度」「離婚における法制度」等が多く挙げられており、これらの点は研修等を通じたスキル・知識の提供に対するニーズが高い領域であると考えられる。

## ③ 母子・父子自立支援員に対するひとり親家庭のニーズ

令和2年度子どもの貧困対策研究会報告書「ひとり親家庭を取り巻く自治体の支援体制のあり方を問う」において、「利用者視点に立った環境設定」「利用者視点に立った対応」が強調されていることを踏まえて、研修カリキュラムの内容検討にあたっては、ひとり親家庭の実態や支援ニーズについても調査を行った。

令和3年度「全国ひとり親世帯等調査」によると、母子・父子自立支援員による支援の利用経験を有するひとり親家庭は少数にとどまっており(母子世帯3.9%、父子世帯1.6%)、大多数のひとり親家庭が母子・父子自立支援員を利用していない実態が明らかになっている。なお、利用者のうち「満足している」と回答した割合は3割前後であった(母子世帯37.2%、父子世帯28.7%)。同調査では、相談相手がおらず、相談相手がほしいと回答したひとり親家庭が困っていることとして、母子世帯・父子世帯とも「家計」が最も多く挙げられており、母子世帯ではこれに「仕事」「自分の健康」「住居」が続き、父子世帯では「家事」「仕事」「自分の健康」が続いている。所得・就業・住環境といった生活基盤の確保に関する支援ニーズの高さが示唆されている。

また、検討会において委員より「母子家庭と父子家庭では状況が大きく異なるため、父子家庭に着目した内容を研修カリキュラムに盛り込んだほうがよいのではないか」との指摘を受けたため、追加で文献調査を実施した。父子家庭は、全国で約14.9万世帯とされ、約119.5万世帯とされる母子家庭に比べ少数であり、当事者同士のつながりや周囲の理解が得にくいことから、社会的に孤立しやすく支援が行き届きにくい状況にあると考えられる。川崎市が当事者等への調査をもとに取りまとめた、シングルファーザー事例集「みんなどうしてる？川崎市に暮らすひとり親男性に聞きまし

た」では、シングルファーザーが、仕事・家事・育児や「小1の壁」、母の不在に伴う子育て上の悩み等、多様な困難を抱えつつ、祖父母やママ友、地域、民間サービス等の支援を得ながら、完璧を目指さず続けられる工夫によって暮らしを成り立たせている実態が示されている。あわせて、男性は悩みを相談しにくく、相談員への相談や匿名の電話相談等も含め「誰かに頼ること」の重要性が指摘されている。こうした父子家庭の孤立の背景として、ジェンダーによる相談行動の違いも指摘されている。令和4年度「性別による無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)に関する調査研究」においては、男性が弱みを見せにくく、相談相手が少ない傾向にあることが示されており、父子世帯を含む多様なひとり親家庭等が相談につながりやすくなるような工夫の必要性が窺われる。これらの先行研修で明らかになっている点を踏まえて、研修カリキュラムに「父子家庭に特徴的な困難」を入れ込み、内容の充実を図った。

### (3) 既存研修 調査概要

---

研修カリキュラム作成の参考として「ひとり親家庭等への支援」と類似・共通するテーマの既存研修の構成や内容等を調査した。

#### (ア) 調査対象

- ・ こども家庭ソーシャルワーカー研修
- ・ 女性相談支援員養成研修
- ・ 生活困窮者自立支援制度人材養成研修

#### (イ) 調査方法

デスクトップリサーチ

#### (ウ) 調査期間

令和7年9月～令和7年12月

#### (エ) 調査項目

- ・ カリキュラムの作成主体・作成時期
- ・ 研修実施主体
- ・ 研修の目的・到達目標
- ・ 研修の対象者・受講資格
- ・ 研修の実施形式
- ・ 取得できる資格等
- ・ 研修カリキュラムの内容・時間
- ・ 講師要件

### (4) 既存研修 調査結果

---

#### (ア) こども家庭ソーシャルワーカー研修

##### ① カリキュラムの作成主体・作成時期

厚生労働省が設置した「子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会及びワーキンググループ」により作成された。検討は令和4年7月から令和5年3月までの期間に実施され、検討結果が同年3月に取りまとめられた。この取りまとめを踏まえ、児童福祉法施行規則第五条の二の十二第二項第七号の規定に基づきこども家庭庁長官が定める基準（令和5年こども家庭庁告示第14号）別表第一から別表第三において、こども家庭ソーシャルワーカー研修のカリキュラムが定められている。

##### ② 研修実施主体

児童福祉法施行規則第五条の二の十二の規定に基づき、こども家庭庁長官が定める基準に沿って

研修を実施する機関が指定され、当該機関がこども家庭ソーシャルワーカー研修を実施している。

### ③ 研修の目的・到達目標

こども家庭ソーシャルワーカーは、こども家庭福祉の現場にソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を輩出することを目的に設立された認定資格である。こども家庭福祉のさまざまな場所・立ち位置で活用・実践できるためのソーシャルワークの専門的な学びを提供し、こども家庭福祉に係る支援の専門性の担保を目指している。

また、児童相談所の児童福祉司や、市区町村こども家庭センターの統括支援員等の任用要件の1つとしても位置付けられている。

### ④ 研修の対象者・受講資格

研修の対象者は、相談援助の実務経験を有しており、こども家庭ソーシャルワーカーの資格取得を目指す者である。

#### 【受講要件】

- 社会福祉士又は精神保健福祉士として、指定施設において2年以上児童の福祉に係る相談援助業務を含む業務に従事した者
- 指定施設において4年以上主として児童の福祉に係る相談援助業務に従事した者
- 保育士として、保育所、幼保連携型認定こども園その他これらに準ずる施設において4年以上児童の福祉に係る相談援助業務を含む業務に従事した者

### ⑤ 研修の実施形式

形式は実施主体により異なり、オンデマンド型、オンライン・ライブ型、会場集合型等で実施される。

### ⑥ 取得できる資格等

こどもソーシャルワーカー認定資格

### ⑦ 研修カリキュラムの内容・時間

受講者の所持資格・学歴・実務等の要件により取得までのルートが分かれており、ルートごとに必要となる時間数・カリキュラムが異なる。ルートは、社会福祉士・精神保健福祉士有資格者ルート（第1号）、社会福祉士・精神保健福祉士有資格者ルート（第2号）、こども家庭福祉実務経験者ルート（第3号）、保育所等保育士ルート（第4号）がある。なお、第1号は、児童の福祉に係る相談援助業務を主として2年以上従事した者が対象で、第2号は、児童の福祉に係る相談援助業務を含む業務に2年以上従事した者が対象である。

研修カリキュラムは「指定研修」「追加研修」「ソーシャルワーク研修」の3つに分かれている。「指定研修」は、ルートを問わず全員が受講対象である。「追加研修」は社会福祉士・精神保健福祉士有資格者ルート（第2号）が対象であり、「ソーシャルワーク研修」は、こども家庭福祉実務経験者ルート（第3号）、保育所等保育士ルート（第4号）が対象である。

図表 8 「指定研修」の科目と時間数

科目名	講義 (計33h)	演習 (計67.5h)
こどもの権利擁護	1.5h	7.5h
こども家庭福祉分野のソーシャルワーク専門職の役割	1.5h	6h
こども家庭福祉Ⅰ（こども家庭をとりまく環境と支援）	3h	1.5h
こども家庭福祉Ⅱ（保護者や家族の理解）	1.5h	3h
こども家庭福祉Ⅲ（精神保健の課題と支援）	3h	3h
こども家庭福祉Ⅳ（行政の役割と法制度）	1.5h	1.5h
こどもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎	1.5h	1.5h
こどもの心理的発達と心理的支援	1.5h	1.5h
児童虐待の理解	1.5h	4.5h
少年非行	1.5h	1.5h
社会的養護と自立支援	1.5h	4.5h
貧困に対する支援	1.5h	1.5h
保育	1.5h	1.5h
教育	3h	1.5h
こども家庭福祉とソーシャルワークⅠ（多様なニーズをもつこどもや家庭へのソーシャルワーク）	1.5h	7.5h
こども家庭福祉とソーシャルワークⅡ（こどもの安全確保を目的とした緊急的な対応に関するソーシャルワーク）	3h	7.5h
こども家庭福祉とソーシャルワークⅢ（地域を基盤とした多職種・多機関連携による包括的支援体制の構築）	1.5h	7.5h
こども家庭福祉とソーシャルワークⅣ（組織の運営管理）	1.5h	4.5h

（出典：児童福祉法施行規則第五条の二の十二第二項第七号の規定に基づきこども家庭庁長官が定める基準（令和5年こども家庭庁告示第14号））

図表 9 「追加研修」の科目と時間数

科目名	講義※ (計9h)	演習 (計15h)
こどもの権利擁護と倫理	1h	-
こども家庭相談援助制度及び実施体制	1h	-
児童相談所の役割と連携	1h	-
こども家庭相談の運営と相談援助のあり方	1h	3h
社会的養護と市区町村の役割	1h	-
こどもの成長・発達と生育環境	1h	-
こども虐待対応	1h	6h
母子保健機関やこどもの所属機関の役割・連携及びこどもと家族の生活に関する法令・制度	2h	-
見学実習Ⅰ	-	6h

（出典：児童福祉法施行規則第五条の二の十二第二項第七号の規定に基づきこども家庭庁長官が定める基準（令和5年こども家庭庁告示第14号））

※ 社会福祉士養成課程において「児童・家庭福祉」に該当する科目を履修した者は、講義の受講免除を受けられる。

図表 10 「ソーシャルワーク研修」の科目と時間数

科目名	講義(計78h)	演習(計87h)
ソーシャルワークの基盤と専門職(講義)	19.5h	-
ソーシャルワークの理論と方法(講義)	39h	-
地域福祉と包括的支援体制(講義)	19.5h	-
ソーシャルワーク演習Ⅰ(演習)	-	39h
ソーシャルワーク演習Ⅱ(演習)	-	39h
見学実習Ⅱ(演習)	-	39h

(出典：児童福祉法施行規則第五条の二の十二第二項第七号の規定に基づきこども家庭庁長官が定める基準(令和5年こども家庭庁告示第14号))

※こども家庭福祉実務経験ルート(第3号)では、ソーシャルワーク研修(6科目)のうち「ソーシャルワークの基盤と専門職」「ソーシャルワーク演習Ⅰ」「見学実習」の免除が受けられる。

### ⑧ 講師要件

研修科目により、講師の学歴・実務等の要件を設けている。多くの科目に共通する講師要件を図表11に記載する。

図表 11 講師要件例

研修認定区分	科目区分	研修科目名	学歴・実務等要件
【研修区分1】 指定研修	こども家庭福祉	こどもの権利擁護	次の各項のいずれかに該当する者 (ア)学校教育法に基づく大学又はこれに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、社会福祉士、精神保健福祉士、又は保育士の養成にかかる当該科目に関する科目を担当した経験がある者 (イ)社会福祉主事養成機関又は児童福祉司資格認定講習において当該科目に関する科目を担当した経験がある者 (ロ)児童福祉司任用前・任用後研修又は指導教育担当児童福祉司任用前研修を実施する自治体や研修機関において、当該科目に関する科目を担当した経験がある者 (ハ)大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者 (ニ)国の行政機関又は地方公共団体において、当該科目に関する業務に5年以上従事した経験を有する者 (ホ)社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を取得した後、当該科目に関する相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者
		児童虐待の理解	
		こども家庭福祉Ⅰ(こども家庭をとりまく環境と支援)	
		こども家庭福祉Ⅱ(保護者や家族の理解)	
		こども家庭福祉Ⅳ(行政の役割と法制度)	
	社会的養護と自立支援		
関連知識	こども家庭福祉Ⅲ(精神保健の課題と支援)	次の各項のいずれかに該当する者 (ア)学校教育法に基づく大学又はこれに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、精神保健福祉士の養成にかかる当該科目に関する科目を担当した経験がある者 (イ)大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者 (ロ)国の行政機関又は地方公共団体において従事した経験	

研修認定区分	科目区分	研修科目名	学歴・実務等要件
			<p>があつて、当該科目に関する業務に5年以上従事した経験を有する者</p> <p>(エ) 医師、保健師又は精神保健福祉士の資格を取得した後、医師にあつては3年以上、保健師又は精神保健福祉士にあつては5年以上精神障害者の保健、医療又は福祉に関する業務に5年以上従事した経験を有する者</p>
		こどもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎	<p>次の各項のいずれかに該当する者</p> <p>(ア) 医師、看護師、保健師又は助産師の資格取得後、小児医療又は母子保健の業務に従事した経験がある者</p> <p>(イ) 学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者</p>
		こどもの心理的発達と心理的支援	<p>次の各項のいずれかに該当する者</p> <p>(ア) 学校教育法に基づく大学又はこれに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師養成に係る指定科目のうち、当該科目に関する科目を担当した経験がある者</p> <p>(イ) 大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者</p> <p>(ウ) 児童福祉司任用前・任用後研修又は指導教育担当児童福祉司任用前研修を実施する自治体や研修機関において、当該科目に関する科目を担当した経験がある者</p> <p>(エ) 国の行政機関又は地方公共団体において従事した経験があつて、当該科目に関する業務に5年以上従事した経験を有する者</p> <p>(オ) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を取得した後、当該科目に関する相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者</p> <p>(カ) 臨床心理士又は公認心理師の資格を取得した後、当該科目に関する業務に5年以上従事した経験を有する者</p>

(出典：こども家庭ソーシャルワーカー認定資格 公式ホームページ <https://www.jswc.or.jp/>)

### (イ) 女性相談支援員養成研修

#### ① カリキュラムの作成主体・作成時期

カリキュラムは、令和5年度 厚生労働省「困難な問題を抱える女性への支援の在り方等に関する調査研究事業」において作成されたものであり、女性相談支援員に対する研修実施の必要性を示した令和6年3月18日付厚生労働省社会・援護局長通知（社援発 0318 第60号）をもとに、自治体における研修の実施に際して参照される標準的な研修カリキュラムとなっている。

#### ② 研修実施主体

研修の実施主体は、自治体である。

#### ③ 研修の目的・到達目標

女性相談支援員養成研修は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和6年4月施行）の規定に基づき各自治体に配置される全国の女性相談支援員が共通の研修カリキュラムを受講

することで、質の高い支援を提供すること及び、研修受講を通じて、処遇の改善、専門知識の獲得、ネットワークの拡充をし、女性相談支援員のモチベーション向上に繋げることを目的とした研修である。

#### ④ 研修の対象者・受講資格

研修の対象者は、女性相談支援員である。受講者それぞれの役職や求められる役割に即した研修を受講できるよう、図表 12 のとおり、女性相談支援員の経験年数・役職を 3 つに分けた研修カリキュラムが策定されている。

図表 12 女性相談支援員養成研修 受講対象者の分類と定義

受講対象者の分類	定義
① 女性相談支援員（初任者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>3 年未満の経験年数を有する者</li> </ul>
② 主任女性相談支援員	<ul style="list-style-type: none"> <li>概ね 3 年以上の経験年数を有し、別に定める研修を修了している者であって、若手リーダー、分野別リーダー又はこれらに相当する職位の発令や職務命令を受けている職員</li> <li>研修を受講した各分野（若年女性支援、就業支援、障害福祉等）におけるスーパーバイズ等を担う者</li> </ul>
③ 統括女性相談支援員	<ul style="list-style-type: none"> <li>概ね 5 年以上の経験年数を有し、別に定める研修を修了している者であって、スーパーバイザー、中核リーダー又はこれらに相当する職位の発令や職務命令を受けている職員</li> <li>困難な問題を抱える女性への支援に関するマネジメント、他機関調整の代表役、他の婦人相談員等に対するスーパーバイズ及び働きやすい環境作り等を担う者</li> </ul>

（出典：令和 6 年 3 月 29 日付社援発 0329 第 71 号「女性相談支援員手当の国庫補助基準額の取扱いについて」）

#### ⑤ 研修の実施形式

受講者の受講負担を軽減化させるため、オンデマンド研修を活用しつつ、受講者間のネットワーク構築を推進するために、演習講義は対面とし、会場での開催とされている。

#### ⑥ 取得できる資格等

当該研修の受講により取得できる資格等は設定されていない。

#### ⑦ 研修カリキュラムの内容・時間

図表 13 のとおりである。

図表 13 女性相談支援員養成研修の講義一覧

研修分類	対象	講義分類		講義名	所要時間	実施方法			
基礎	統括女性相談支援員	基礎③ 1 時間半	組織運営 (90 分)	支援提供における統括女性相談支援員の役割 (SV)	30 分	オンデマンド			
				組織マネジメント論	60 分				
	性相談支援員 (初任者)	基礎① 13 時間	法制度・施策 (90 分)	基本姿勢 (120 分)	女性支援事業概論 (歴史、法制度)		90 分		
					ソーシャルワーカーとしての女性相談支援員業務の理解		30 分		
							支援者としての自己理解、メンタルヘルスケア論	30 分	
								職業倫理論	30 分
								人材育成・体制整備論	30 分
					権利擁護 (120 分)		権利擁護とジェンダーの視点による女性支援論	40 分	
								リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	40 分
								同伴する子ども等の権利擁護	40 分
					相談者理解① (120 分)		妊産婦	40 分	
								同伴する子ども等	40 分
								母子家庭	40 分
					相談者理解② (120 分)		性暴力・性的虐待・性的搾取の被害者、売買春経験女性	70 分	
								DV 被害者・ストーカー被害者	50 分
					相談者理解③ (120 分)		外国にルーツをもつ相談者	50 分	
								精神疾患 (統合失調症・依存症等) や障害を抱えた相談者	70 分
相談者理解④ (90 分)	若年女性	40 分							
		高齢女性	30 分						
		ひきこもり状態にある女性	20 分						

(出典：令和 5 年度 困難な問題を抱える女性への支援の在り方等に関する調査研究事業 事業報告書 <https://www.mhlw.go.jp/content/001253320.pdf>)

研修分類	対象	講義分類	講義名	所要時間	実施方法
分野別	統括女性相談支援員	分野別研修③ 1時間半	政策間連携演習（統括女性相談支援員）	90分	対面 グループ ワーク
			地域内連携演習（統括女性相談支援員）	90分	
	主任女性相談支援員	分野別研修② 1時間半	政策間連携演習（主任女性相談支援員）	90分	
			地域内連携演習（主任女性相談支援員）	90分	
	女性相談支援員（初任者）	分野別研修① 6時間 15分	居住支援	35分	オンデマンド
			就労支援	25分	
			経済的支援	25分	
			医療的支援	35分	
			法的支援	35分	
			居場所の提供支援	25分	
			心理的支援	30分	
			相談者へのアウトリーチ・フォローアップ	15分	
	政策間連携演習（初任者）	90分	対面 グループ ワーク		
地域内連携演習（初任者）	90分				

(出典：令和5年度 困難な問題を抱える女性への支援の在り方等に関する調査研究事業 事業報告書 <https://www.mhlw.go.jp/content/001253320.pdf>)

## ⑧ 講師要件

講師の学歴・実務等の要件は特段定められていない。

### (ウ) 令和5年度生活困窮者自立支援制度人材養成研修

#### ① カリキュラムの作成主体・作成時期

厚生労働省における平成28年度「生活困窮者自立支援制度における県域研修の促進に関する調査研究事業」にて作成された。

#### ② 研修実施主体

本研修は、社会福祉法人全国社会福祉協議会に委託して実施する国研修と各都道府県で実施される都道府県研修があり、研修修了要件は、国研修及び都道府県研修を全て受講することである。

#### ③ 研修の目的・到達目標

本研修の目的は以下に記載するとおりである。

- 都道府県が実施する都道府県研修の内容の充実を図るため、都道府県研修の企画立案・運営に携わり中核的な役割を担う者を養成すること
- 都道府県等の生活困窮者自立支援制度の所管部署で従事する者を対象に、管内の自治体職員を支える仕組みづくり及び支援員を支えるネットワークづくりをできるようにすること。

#### ④ 研修の対象者・受講資格

本研修の受講対象者は図表14のとおりである。

図表 14 生活困窮者自立支援制度人材養成研修の受講対象者

研修名	受講対象
主任相談支援員養成研修	自立相談支援事業において主任相談員として配置されている者
相談支援員養成研修	自立相談支援事業において相談支援員として配置されている者
就労支援員・就労準備支援事業従事者養成研修	以下のいずれかに該当する者を対象とする。 <ul style="list-style-type: none"><li>• 自立相談支援事業において就労支援員として配置されている者</li><li>• 就労準備支援事業において就労準備支援担当者として配置されている者又は被保護者就労準備支援事業において被保護者就労準備支援担当者として配置されている者</li><li>• 今年度は就労準備支援事業及び被保護者就労準備支援事業を実施していないものの、次年度以降に実施予定である自治体において、就労準備支援事業担当者及び被保護者就労準備支援担当者として配置予定である者</li></ul>
家計改善支援員養成研修事業	以下のいずれかに該当する者を対象とする。 <ul style="list-style-type: none"><li>• 家計改善支援員として配置されている者</li><li>• 今年度は家計改善支援事業及び被保護者家計相談支援事業を実施していないものの、次年度以降に実施予定である自治体において、家計改善支援員及び被保護者家計相談支援事業の相談支援に配置予定である者</li></ul>
都道府県研修・自治体の体制整備に係る担当者研修	都道府県研修の企画検討メンバー及び指定都市・中核市の生活困窮者自立支援制度の所管部署で研修企画や体制整備に従事する者等を対象とする。

(出典：令和5年5月 厚生労働省 通知「令和5年度生活困窮者自立支援制度人材養成研修の実施について」別紙1)

## ⑤ 研修の実施形式

研修内容のうち、講義部分についてはオンデマンド配信で実施し、グループ討議を含む演習についてはライブ配信（相談支援員研修については、集合型とライブ配信の選択式）で実施。

## ⑥ 取得できる資格等

当該研修の受講により取得できる資格等は設定されていない。

## ⑦ 研修カリキュラムの内容・時間

本研修の講義一覧は、図表 15～図表 21 のとおりである。なお、厚生労働省の公式ページでは、研修教材のみが公開されており、研修全体のカリキュラム構成等については掲載されていない。本調査研究では、自治体宛に発出された事務連絡をもとに、研修の実施内容等を整理した。

図表 15 主任相談支援員養成研修カリキュラム

科目	所要時間	講義/演習
困窮者自立支援制度について	1.5 時間	講義
主任相談支援員に期待される役割	計 8 時間	講義と演習
生活困窮者支援と地域づくりの意義	計 7 時間	講義と演習
研修全体のまとめ	1 時間	講義

図表 16 相談支援員養成研修カリキュラム

科目	所要時間	講義/演習
生活困窮者自立支援制度について	0.5 時間	講義
個別支援の基本	計 5 時間	講義と演習
地域を基盤とした相談支援の方法	5 時間	講義と演習
相談支援の展開	計 7 時間	講義と演習

図表 17 就労支援員・就労準備支援事業従事者養成研修カリキュラム

科目	所要時間	講義/演習
生活困窮者自立支援制度について	0.5 時間	講義
支援関係の構築	計 3 時間	講義と演習
就労支援を通じた地域づくり	計 6 時間	講義と演習
支援手法の理解と構築	計 7 時間	講義と演習
研修全体のまとめ	計 1 時間	講義と演習

図表 18 家計改善支援員養成研修カリキュラム

科目	所要時間	講義/演習
家計改善支援の基本的な考え方について	1 時間	講義
家計改善支援員の基本姿勢と役割について	0.5 時間	講義
利用できる制度および多重・過剰債務の解決方法の理解について	1 時間	講義
相談者像の理解について	計 1 時間	講義と演習
家計改善支援の基本的な考え方と相談の流れについて	計 3.5 時間	講義と演習
家計改善支援の失敗事例の検討について	計 1 時間	講義と演習
家計改善支援の実務に必要な帳票と家計表等の作成について	計 9 時間	講義と演習
研修全体のまとめ	0.5 時間	講義

図表 19 都道府県研修・自治体の体制整備に係る担当者研修

科目	所要時間	講義/演習
都道府県研修の考え方について	計 3.5 時間	講義と演習
都道府県研修の企画立案について	計 3.5 時間	講義と演習
都道府県等研修の実施について	計 3.5 時間	講義と演習
生活困窮者自立支援制度実施自治体における体制整備の支援	1 時間	講義
支援員支援の実際と今後の取組	計 4.5 時間	講義と演習
研修全体のまとめ	0.5 時間	講義

図表 20 テーマ別研修カリキュラム(孤独・孤立の理解とアウトリーチ相談支援)

科目	所要時間	講義/演習
支援対象者の理解	3 時間	講義
支援関係の構築	計 3.5 時間	講義と演習
多機関との連携	計 2 時間	講義と演習
事例を通じた支援の理解	3.5 時間	講義と演習

図表 21 テーマ別研修カリキュラム(生活困窮者支援における子どもと家族支援)

科目	所要時間	講義/演習
支援対象者の理解	計 1.5 時間	講義
支援関係の構築	計 4 時間	講義と演習
多機関との連携	計 2.5 時間	講義と演習
事例を通じた支援の理解	計 4 時間	講義と演習

(出典：「令和 5 年度生活困窮者自立支援制度人材養成研修の実施について」(令和 5 年 5 月 18 日付 事務連絡))

## ⑧ 講師要件

当該研修の講師要件については、関連資料等を確認したが、具体的な要件は確認できなかった。

平成 28 年度「生活困窮者自立相談支援事業における都道府県研修実施のための手引」（みずほ情報総研株式会社）では、国研修の修了者が都道府県研修の企画・立案の段階から参画するとともに、都道府県研修の講師を務めることが望ましいことが示されている。

また、研修の目的・ねらい、対象者、目指したい姿を明確にしたうえで、それに見合う専門性とスキルをもつ人材を選定することや、外部から講師を招く場合には、講師の知名度や肩書だけを重視し、その方が何をどこまでできるのかを十分に把握しないまま研修内容を丸投げしてしまうことのないよう、事前に講師候補の情報をリサーチし、実現可能性を高めていく必要があることの重要性も指摘されている。

### （５）まとめ：研修カリキュラムへの反映方針

本調査研究における研修カリキュラム作成の参考として、文献・既存研修を調査した。本調査研究で作成した研修カリキュラムに文献・既存研修の知見をどのように反映したかについて、以下のとおり整理する。

#### （ア）研修カリキュラムの内容

研修カリキュラム案の座学パートは、既存文献の「ひとり親家庭等への相談支援ハンドブック」及び「ひとり親家庭支援の手引き」で整理されている内容を統合のうえ、研修シラバスの形式に再構成し、さらにハンドブック・手引き以外の既存文献・先行研究の調査によって得られた知見（所得・就業・住環境といった生活基盤の確保に関する支援ニーズの高さや、父子家庭の特徴等）を反映している。

その結果、座学パートは「支援者の業務・姿勢」「相談支援の流れ」「相談内容に応じた支援」の 3 科目からなる構成とした。また、「相談内容に応じた支援」は、相談内容ごとに「支援の概要と留意点」ならびに「活用可能な制度・支援」及び「関連機関」を整理した。

先行研究調査にて、母子・父子自立支援員及びひとり親家庭等のニーズが把握されている離婚、就業、家計等といった領域については講義単位で取り上げる構成とした。さらに、研修カリキュラムの内容の充実にあたっては、こども家庭ソーシャルワーカー研修、女性相談支援員養成研修、生活困窮者自立支援制度人材養成研修等、類似テーマの既存研修内の研修カリキュラムの内容を適宜参照しながら充実を図った。なお、その際はひとり親家庭支援の文脈に即した内容となるよう留意した。

⇒具体的な検討内容については、第 4 章（４）研修カリキュラムの内容にて後述。

#### （イ）階層構造の検討

受講者の階層構造の検討にあたっては、既存研修における階層構造を参考にしながら、既存文献・先行研究調査で把握した母子・父子自立支援員の実態に即した階層構造を検討した。

こども家庭ソーシャルワーカー研修では、全員が受講する指定研修と、保有資格等に応じた研修を組み合わせており、女性相談支援員養成研修及び生活困窮者自立支援制度人材養成

研修でも、経験年数や役職に応じた対象区分が設けられていることから、こうした「共通基盤＋役割・経験別」という考え方を参考とした。

母子・父子自立支援員の実態については、先行研究調査において、経験年数に二極化の傾向がみられること、相談支援の業務経験のない新任者も一定数存在することが明らかとなったため、本調査研究では、経験等に応じた階層別の研修カリキュラムを検討した。

⇒具体的な検討内容については、第4章（3）受講対象者の階層構造にて後述。

#### **（ウ）他の母子・父子自立支援員とのネットワークづくりの視点**

先行研究調査では、相談支援に役立つ資料や他の支援員等とのつながりが乏しく、職場環境としても特に市区町村で「ひとり職場」が多い等、個別に情報収集・整理を行わざるを得ない実態がうかがわれた。また、既存研修調査では、講義と演習を組み合わせた構成や、受講者同士のネットワーク構築を重視する運営が見られた。こうした調査結果を踏まえて、本研修が提供するもの及び期待される効果を検討した。

⇒具体的な検討内容については、第4章（2）研修の全体像にて後述。

### 3. ヒアリング調査

本章では、ひとり親家庭支援にあたる自治体や福祉事務所の職員及び母子・父子自立支援員へのヒアリング調査の概要と結果について記載する。

#### (1) 調査概要

カリキュラム作成のため、特色のある自治体に母子・父子自立支援員等に求められる資質や、よりよい相談支援を行うために必要な知識・スキル等についてのヒアリングを実施した。

#### (ア) 調査対象

ヒアリング対象は図表 22 のとおりである。

図表 22 ヒアリング対象

対象	選定理由	協力者
都道府県 A	都道府県主催の母子・父子自立支援員向け研修を実施	<ul style="list-style-type: none"><li>都道府県職員 1 名</li><li>市町村職員 2 名</li><li>母子・父子自立支援員 2 名（兼務なし）</li></ul>
都道府県 B	都道府県主催の母子・父子自立支援員向け研修を実施	<ul style="list-style-type: none"><li>都道府県職員 4 名</li><li>福祉事務所職員 4 名、母子・父子自立支援員 4 名（4 名全員、女性相談支援員と兼務）</li></ul>
市町村 C	検討会委員からのご推薦	<ul style="list-style-type: none"><li>市町村職員 2 名</li><li>母子・父子自立支援員 2 名（兼務なし）</li></ul>
都道府県 D	検討会委員からのご推薦	<ul style="list-style-type: none"><li>母子・父子自立支援員 1 名（兼務なし）</li></ul>

#### (イ) 調査方法

オンラインによるヒアリング

#### (ウ) 調査期間

令和 7 年 12 月～令和 8 年 2 月

#### (エ) 調査項目

- 自治体主催の母子・父子自立支援員を対象とした研修の形式・内容
- 座学講義で学びたい知識・スキル
- 演習で学びたい知識・スキル
- 受講者の階層分けに関する意見
- 参加しやすい研修の形式・時間数
- 他の母子・父子自立支援員とのネットワークづくりの状況

## (2) 調査結果

ヒアリングを実施した結果を以下のとおり取りまとめた。

図表 23 都道府県A ヒアリング結果概要

ヒアリング項目	都道府県Aヒアリング結果
自治体主催研修の形式・内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子・父子自立支援員や就業・自立支援センターの就業相談員等を対象に年2回、1回あたり2時間の対面形式で開催</li> <li>過去には、公認心理師・臨床心理士のカウンセリングについての講演、ファイナンシャルプランナーによるライフプランや家計管理についての講演、弁護士による離婚時における親権の取決めや養育費の強制執行等の法律に関する専門的内容についての講演を実施</li> <li>母子・父子自立支援員同士の関係づくりの場としても活用されている</li> <li>講義形式の頻度が多いが、内容によってはグループワーク形式で実施する</li> <li>研修実施後のアンケートにて開催してほしいテーマを尋ねて、次回の研修に反映している</li> </ul>
講義で学びたい知識・スキル	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国規模で活躍されている全国母子・父子自立支援員連絡協議会会長や長年活躍されて様々な経験を重ねた母子・父子自立支援員が登壇する講演を聞いてみたい</li> <li>児童扶養手当をもらう前や児童扶養手当の受給対象外となった方の中には、転職を希望されている方もおり、金銭面で不安を抱えている方がいる。そのような方に対し、生活の安定につなげるため、金銭管理や家計簿管理に関する基礎的な知識を学びたい</li> </ul>
演習で学びたい知識・スキル	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談内容が重く、母子・父子自立支援員一人で抱えきれないこともあるので、ストレス解消法について学びたい</li> <li>相談者に寄り添いつつ、中立性を保てるスキルについて学びたい</li> <li>初心者向けに相談者とのコミュニケーションの流れについて学びたい</li> </ul>
受講者の階層分け	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談内容は一人一人異なり、制度は毎年変わるので、座学講義は階層に関わらず全員共通で受講する方がよい</li> <li>演習は、年数や経験値に近い階層別の受講がよい</li> </ul>
研修の形式・時間数	<ul style="list-style-type: none"> <li>会場が都道府県外の場合はオンラインで受講したい</li> <li>交通の便が悪い地域の方は対面での参加は難しい</li> <li>オンライン研修の場合は参加可能人数を十分確保してほしい</li> </ul>
他の母子・父子自立支援員とのネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体主催研修の同日に、都道府県協議会が「母子・父子自立支援員同士が集まる会」を開催し、事例検討や支援員同士の相談の場を設けている。同会の存在は、ひとり職場の支援員の「他の職場の母子・父子自立支援員に相談したい」という要望に答えている。</li> <li>研修から交流が生まれ、日常業務で困った際に、他所属の母子・父子自立支援員に電話等で相談できる関係づくりができている</li> </ul>

図表 24 都道府県 B ヒアリング結果概要

ヒアリング項目	都道府県 B ヒアリング結果
自治体主催研修の形式・内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県内の不登校の児童数や、スクールソーシャルワーカーへの連携等に関する講義を取り入れており、初任者向けの内容と考えている</li> <li>協議会解散や新型コロナ流行の以前は、施設見学等も兼ねて全て対面で研修を実施していた</li> </ul>
講義で学びたい知識・スキル	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談者は、DVや虐待を受けていることがあるので、その影響や対応について取り扱ってほしい</li> <li>相談者は、発達障害や精神障害を持っていることがあるので、特性の理解や対応方法について取り扱ってほしい</li> <li>制度は変わっていくので、法令の改正等の研修があるとよい</li> <li>こどもの不登校や発達障害について学びたい</li> <li>家計・就業に関して、こどもが独立した後を見据えた将来的な経済的自立支援について</li> </ul>
演習で学びたい知識・スキル	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常業務で受ける相談について、「どの機関に繋げて誰と連携すべきか」に関して知識を増やせる内容がよい</li> <li>ケースワークの手法を客観的に見られる研修方法がよい</li> <li>以前受講したDVに関する研修について、被害者・相談支援員・記録に分かれて、ロールプレイを行い、被害者の視点に立つことで、「何を恐怖に感じるか」「何をしてほしいか」を感じて、「どう支援していくか」について考えさせられた印象的だった</li> </ul>
受講者の階層分け	<ul style="list-style-type: none"> <li>所属する組織によって母子・父子自立支援員の業務内容が異なるため、各所属の母子・父子自立支援員の受けたい研修も異なると思う</li> <li>経験年数は所属組織の採用形態によって大きく異なる。経験年数が異なる方が同じ研修を受講するのは難しさがあると感じる</li> </ul>
研修の形式・時間数	<ul style="list-style-type: none"> <li>対面・オンライン・オンデマンドの各形式にメリットがある</li> <li>オンライン・オンデマンドは業務に支障がない形式なので採用してほしい</li> <li>交流ができるので対面でも実施してほしい</li> </ul>
他の母子・父子自立支援員とのネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナ流行以前は年 3 回の対面研修があり、年 1 回の見学会（シェルターや母子生活支援施設等）も含む研修を実施し、他の母子・父子自立支援員との交流の機会があった</li> </ul>

図表 25 市町村 C ヒアリング結果概要

ヒアリング項目	市町村Cヒアリング結果
自治体主催研修の形式・内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村主催の研修は未実施</li> <li>都道府県では新規事業に合わせて不定期に対面で研修が開催される</li> </ul>
講義で学びたい知識・スキル	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子・父子自立支援員としての経験年数が短いため、全体的に学びたい</li> <li>養育費の相談内容は、こどもの認知や支払者の所在不明等、多様なパターンがあるが、現状は簡易なパンフレットしか資料がないためしっかり学びたい</li> <li>幼いこどもの養育について職場の理解が得られにくい、協力者がいない等、父子家庭の相談対応は難しいと感じる</li> <li>近年、ひとり親の母から人気が高いIT資格について、各資格がどのように活用できるか学びたい</li> <li>共同親権について、裁判官や調査官が想定している事例</li> </ul>
演習で学びたい知識・スキル	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談者の生活状況に格差の広がりを感じており、他自治体の具体事例を知りたい</li> <li>現在は、ある程度の生活水準を目指した自立支援を行っているが、老後の備えも含めた、長期的なライフプランニング等の伝え方を学びたい</li> </ul>
受講者の階層分け	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子・父子自立支援員としての経験が少ない方は、事例検討を通して、各ケースで活用できる制度について学べるとよい</li> <li>経験が豊富な方は、最初に簡単な情報をもとに事例の課題を抽出し、後から情報を追加して話し合う研修が実務に近く、ステップアップになる</li> <li>階層は3年よりも5年で分ける方がよいと思われる。経験年数によって視点が変わると感じている。</li> </ul>
研修の形式・時間数	<ul style="list-style-type: none"> <li>旅費の予算の問題や子育て中の母子・父子自立支援員もいるため、オンライン受講を選択できるとよい</li> <li>事前の動画視聴について、あまりに長すぎると見きれない</li> <li>(オンデマンド形式で5時間程度の事前受講について) オンデマンド形式は、自分で区切りながら受講できるのでよい。受講期間は2週間ほどであるとありがたい</li> <li>対面研修について、業務時間内であれば2時間以内がよい</li> <li>対面の方がグループワークは理解しやすい</li> </ul>
他の母子・父子自立支援員とのネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の母子・父子自立支援員との交流はないが、都度内部の相談で解決できているので、特段問題は発生していない</li> <li>新しい取組を行う際は、他自治体の事例を聞いてみたい</li> </ul>
その他の意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>インターネットを活用した就労やAIへの相談が普及するに伴い、窓口への相談者数が減っているので、どうしたら窓口に来られるかが課題</li> </ul>

図表 26 都道府県Dヒアリング結果概要

ヒアリング項目	都道府県Dヒアリング結果
自治体主催研修の形式・内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 月に1回、法律相談に関する研修をオンラインの講義形式で実施している</li> <li>• 都道府県庁において、母子・父子自立支援員と関係機関による合同研修を実施している</li> </ul>
講義で学びたい知識・スキル	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 精神疾患や発達障害を抱える相談者もあり、相談員に専門的な対応が求められている</li> </ul>
演習で学びたい知識・スキル	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 家計相談については、状況や意向が相談者ごとに大きく異なるため、経験が豊富な母子・父子自立支援員の対応を学ぶ機会があると望ましい</li> </ul>
受講者の階層分け	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 経験年数が長い母子・父子自立支援員と短い母子・父子自立支援員が同じ研修を受けても構わないのではないか</li> <li>• 経験年数が短かったときに、先輩の母子・父子自立支援員の姿をみて、考えの深さに学ぶことが多かった</li> <li>• 3年経験しても半人前で勉強しなくてはいけないことが多い。5年経ったところに、質問せず、自分なりに試行錯誤ができるようになった</li> </ul>
研修の形式・時間数	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 対面での実施が望ましい</li> <li>• オンライン実施の場合、通信環境の影響により受講が困難となる時間帯が生じる可能性がある</li> <li>• 一方で、交通状況等により対面参加が難しい場合には、オンラインに切り替えて参加するケースもある</li> </ul>
他の母子・父子自立支援員とのネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ひとり職場で働く母子・父子自立支援員にとって、対面研修や協議会での交流を通じて、都道府県内に相談できる関係性を構築できることは有意義である</li> <li>• 自治体からの公式な情報共有よりも、協議会を通じた情報共有の方が迅速な場合がある</li> <li>• 自治体ごとに要綱等が異なるため、他自治体の対応方法や現状を把握できる点で、都道府県内の交流にはメリットがあると感じている</li> </ul>
その他の意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 実務を通じて学ぶことは多いものの、研修等の勉強会ではカバーしきれない内容も少なくない</li> <li>• 研修実施にあたっては、質疑応答の時間を十分に確保する必要があると感じている</li> </ul>

### (3) まとめ：研修カリキュラムへの反映方針

ヒアリング調査で得られた知見は、研修の内容と形式の双方に対して重要な示唆を与えるものであった。図表 27 では、ヒアリング調査結果を整理のうえ、調査結果を研修カリキュラムにどのように反映したか整理する。

図表 27 ヒアリング結果のサマリ

ヒアリング項目	ヒアリング結果のサマリ
自治体主催研修の形式・内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヒアリング対象のいずれの母子・父子自立支援員も、主に都道府県が主催する研修に参加する機会がある。</li> <li>形式は、対面研修を重視する自治体もあれば、オンライン研修を活用している自治体もある。</li> <li>内容は、家計管理、養育費・親権等の法律等、現場の相談支援で頻出するテーマが中心で、一部では演習も取り入れられている。</li> <li>研修は、知識の習得と同時に、支援員同士の関係づくり・情報交換の場としても機能している。</li> </ul>
講義で学びたい知識・スキル	<ul style="list-style-type: none"> <li>「家計・就業」「養育費・親権等の法制度」「DV・虐待」「精神疾患・発達障害」等が挙げられた。</li> <li>ほかにも、将来を見据えたライフプランや、困窮度に応じた支援の在り方について要望があったほか、実務経験が豊富な母子・父子自立支援員が登壇する講義で具体的な事例や工夫を共有して欲しいという意見も挙げられた。</li> </ul>
演習で学びたい知識・スキル	<ul style="list-style-type: none"> <li>ロールプレイや事例検討等、実践的な演習のニーズが挙げられた。</li> </ul>
受講者の階層分け	<ul style="list-style-type: none"> <li>階層分けの要素のうち、経験年数については、経験値も考慮すべきという意見や、区切りとなる経験年数は3年よりも5年が適切という意見が挙げられた。</li> <li>階層分けは適切というご意見がある一方で、先輩を見て学ぶことも多いので、(階層分けをせず)一緒に受講するのもよいのではないかとのご意見も挙げられた。</li> </ul>
研修の形式・時間数	<ul style="list-style-type: none"> <li>形式について、特に演習では対面形式を希望する意見が複数挙がった一方で、旅費・地理的制約から、オンラインの併用を求める意見も挙がった。</li> <li>時間数について、座学パートのオンデマンドは十分な視聴期間があれば5時間程度は問題ないという意見が挙がった。演習パートは、業務時間との兼ね合いから、2時間以内だと参加しやすいという意見が挙がった。</li> </ul>
他の母子・父子自立支援員とのネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>協議会や研修の場を通じて、支援員同士の顔の見える関係が形成され、日常的に電話による相談等、支援者間のネットワークとして機能している自治体があった。</li> <li>過去には協議会等を通じた交流があったが、協議会の解散や新型コロナの影響により、交流機会が減ったという自治体も見られた。</li> </ul>

上記のとおり、ヒアリングでは研修カリキュラムの内容、受講者の階層分け、研修の実施形態やネットワーク形成の在り方といった多岐にわたる示唆が得られた。これらの示唆について、本調査研究で作成する研修カリキュラムへの反映方針として、以下のとおり整理する。

### **(ア) 内容への反映方針**

自治体では、心理、法制度、家計・就業といったテーマに関する座学形式の研修が実施されており、自治体によっては演習形式も取り入れられていることが明らかになった。これにより、座学による知識・スキルの習得と、演習による実践的な学びを組み合わせた構成へのニーズが確認できた。講義の具体的なテーマとしては、「家計・就業」「精神疾患・発達障害」「養育費・親権等の法制度」「DV・虐待」等が挙げられた。演習についても、実務に即した形式で学びたいという要望が複数示されている。

これらを踏まえて、研修カリキュラムでは、講義科目において、ヒアリングで示されたテーマを代表とする現場で頻出する分野について、基礎的な知識と支援のポイントを体系的に取り上げることとした。また、演習科目については、架空事例を用いた事例検討やグループワーク等を通じて、実務に近い形で学びを深めることを想定した。

### **(イ) 受講者の階層分けへの反映方針**

ヒアリングでは、相談内容は一人ひとり異なり、関連する制度も変化し続けることから、座学については階層にかかわらず共通で受講したいという意見が挙がった。一方で、演習については、経験値が近い者同士で学ぶ方が望ましいとする意見のほか、異なる経験値の受講者が学び合うことの意義を指摘する意見もみられた。

これらを踏まえて、研修カリキュラムでは、支援者としての基本的な業務・姿勢や相談支援の流れ、テーマごとの支援の枠組み等、母子・父子自立支援員等が共通して学ぶべき知識・スキルについては、全員共通の座学科目として位置づけることを想定した。

一方で、演習科目については階層分けの在り方について委員の意見を得ながら慎重に検討を進めることとした。

### **(ウ) 実施形式への反映方針**

ヒアリングでは、オンライン、対面、オンデマンドの各実施形態にそれぞれ利点があることや、交通費や移動時間の負担等への配慮が必要であることが示された。また、研修が受講者同士のネットワーク形成の場として機能し、日常業務で困難に直面した際に他の母子・父子自立支援員に相談できる関係づくりにつながっているとの意見が挙がった。一方で、現状では交流の機会が限られている自治体があることも明らかになった。

これらを踏まえて、研修カリキュラムでは、座学科目はオンデマンド形式を活用し、業務への影響を抑えつつ、地理的・経費的な制約を受けにくい受講機会を確保する方針とした。演習科目は、実践的な学びと受講者同士の交流を重視して、対面形式を採用しつつ、地理的・経費的な制約により参加が難しい場合にも対応できるオンライン形式も採用する方針とした。研修時間については、必要な内容を盛り込みながらも受講者の負担を最小限とする時間数とすることを前提に検討した。

あわせて、研修に期待される効果の一つとして、他の受講者とのネットワークづくりを明確に位置づけ、研修終了後も継続的に支え合える関係性の構築につながるよう配慮することを重視した。

## 4. 研修カリキュラム策定に係る議論

各調査の結果及び検討会での議論を踏まえて、母子・父子自立支援員等向け研修カリキュラムを策定した。本章では、策定の流れ及び各プロセスにおいて検討した内容を整理する。

### (1) 研修カリキュラム策定の流れ

こども家庭庁が開催する、母子・父子自立支援員等向け研修での活用を念頭に、研修カリキュラムの基本的な方向性や構成について検討した。

研修カリキュラムは、下記の流れに沿って検討・作成を進めた。

#### ① 研修の全体像（実施概要、期待効果）の検討

各調査にて把握した、母子・父子自立支援員等の実態や、類似テーマの研修を参考に、研修の実施概要及び研修に期待される効果を検討した。

実施概要の検討にあたっては、母子・父子自立支援員等の資質向上と負担感の軽減の両立を念頭に、適切な実施形態や全体の所要時間等を検討した。また、母子・父子自立支援員の勤務実態や課題等を踏まえて、研修に期待される効果を設定した。

#### ② 母子・父子自立支援員等の階層及び階層ごとのめざす姿の検討

各受講者が必要な知識・スキル等を習得できるよう、相談支援に関する知識・スキルの習熟度や経験年数の違いを踏まえた階層分けを検討し、階層ごとに、ひとり親家庭等への相談支援における「めざす姿」を整理した。

#### ③ 研修シラバス（到達目標・内容・時間数等）の検討

②で整理したひとり親家庭等への相談支援における「めざす姿」を達成できるよう、各講義の到達目標及びそれに基づく内容や時間配分等を検討し、研修シラバスの形にまとめた。

検討会では、上記3つのプロセスを適宜往復しながら進めることで、研修の全体像から研修カリキュラムの具体的な内容まで一貫性のあるカリキュラムの作成を目指した。

### (2) 研修の全体像

研修カリキュラムの検討にあたり、まずはカリキュラムの活用場面にあたる研修の実施概要を図表 28 のとおり検討した。

図表 28 研修の実施概要

検討項目	内容
活用場面	• 母子・父子自立支援員等*向けの研修 ※繁忙期に母子・父子自立支援員の業務のサポートに入る職員等も含む
実施頻度	• 年次開催（ブロック別等、複数地域での開催を想定）
実施形態・所要時間	• 座学パートは、オンデマンドで最大5時間程度を想定 • 演習パートは、対面またはオンラインで、2時間程度を想定
受講管理	• 会場での出欠管理 • 修了証の配布

## (ア) 実施形態

実施形態について、当初は、座学パートはオンデマンドに加えて、対面あるいはオンライン形式も選択肢として検討し、演習パートは対面のみを想定していた。しかし、検討会及び各種ヒアリング調査において、自治体によっては交通費等の確保が難しく、対面研修に参加しづらい受講対象者がいること、オンデマンド形式であれば繰り返し視聴したり、各受講者のペースで受講を進めたりできる点が有用であること等が明らかになった。これらを踏まえて、座学パートについてはオンデマンド形式とすることが適当と判断した。演習パートについては、対面形式とオンライン形式のいずれかを選択できることとした。

## (イ) 所要時間

所要時間について、座学パートでは受講者の負担感に配慮しつつ、相談支援の質の向上に資する研修とすることを念頭に、演習パートの受講前1～2週間程度で視聴できる分量として、全5時間程度を想定した。検討会では、全5時間は相当に限られた時間数であり、深い内容まで説明することは難しいこと、また、網羅的な内容とするには大学の半期科目(90分×15回)程度が必要であるとの意見も示された。しかし、受講者のなかには、ひとり職場やパートタイムの職員が一定数いる等の実態を踏まえると、長時間の研修は研修受講の障壁となり得る。

こうした点を踏まえて、受講者の負担が重くなりすぎないことを重視しつつ、研修を実際に企画する際に柔軟に設定できるようにという意図で「全5時間程度」という所要時間の目安を設定した。なお、所要時間の検討にあたっては、講義一覧を精査し、類似の内容を取り扱う講義を統合する工夫をした。また、演習パートについても同様に、受講者の負担感と学習効果の観点から検討を行い、「2時間程度」を妥当な受講時間数と位置づけた。演習パートの受講数の検討にあたっては、対面形式で実施することを想定し、受講者の移動時間の確保も考慮した。

## (ウ) 研修に期待される効果

次に、既存文献・先行研究調査で把握した母子・父子自立支援員の実態を踏まえて、研修に期待される効果を図表29のとおり整理した。

図表 29 研修により期待される効果

母子・父子自立支援員の実態	研修が提供するもの	研修により期待される効果
経験年数の2極化	2階層の研修カリキュラム	ひとり親家庭への相談支援において必要な知識・スキルを体系化した研修カリキュラムに沿って学ぶことで、ひとり親家庭に対してより質の高い支援を提供する
相談支援の未経験者が半数近い	ひとり親家庭への相談支援において必要な知識・スキルを体系化した研修カリキュラムに沿って学ぶ機会	
体系的な研修やカリキュラム等は存在せず、研修実施は各自治体に委ねられている		
「ひとり親支援の手引き」の活用が進んでいない	母子・父子自立支援員等同志の交流機会	研修受講を通じて、ネットワークを拡充・学び合いの機会を提供し、母子・父子自立支援員等のモチベーション向上に繋げる
「ひとり職場」が一定数存在する		
雇用形態は、パートタイムの非正規職員が半数近い		

### (3) 受講対象者の階層構造

本節では、まず受講対象者の階層そのものの考え方を整理したうえで、階層を研修においてどのように階層を活用するかについて述べる。

#### ① 階層の考え方

受講対象者は、母子・父子自立支援員をはじめとする、ひとり親家庭等への相談支援に従事する職員全般を想定している。

既存文献・先行研究調査で把握したとおり、母子・父子自立支援員は、5年以上の経験を有する者が一定の割合を占める一方で、3年未満の比較的経験年数の短い者も3～4割程度存在しており、経験年数の二極化傾向がみられる。また、過去に相談支援に従事した経験がなかった者が4～5割にのぼること、会計年度任用職員（パートタイム）が半数以上を占めること、「ひとり職場」で業務を行っている者が一定数存在すること等、相談支援に関する知識・スキルの習熟度や経験値に大きな幅がある。

こうした実態を踏まえ、本調査研究では、研修カリキュラムの策定にあたり、経験等に応じた階層設定を行うこととした。階層設定にあたっては、以下の点を考慮している。

- 経験年数は有力な要素である一方、雇用形態や担当業務内容等によって、同じ経験年数であっても経験値は多様であることがヒアリング調査及び検討会で指摘された。このため、階層は経験年数のみで区切らず、相談支援のスキルに関する習熟度等の要素も含めたうえで、「目安」として位置づける。
- 階層は単一の基準により画一的に割り振るのではなく、各階層の目安に基づいて、受講者自身が選択できるようにする。

なお、階層の区切りにあたる経験年数と名称について、当初は経験年数の区切りは「3年」を目安に、「階層1：初任者」「階層2：中堅以上」とする案を検討した。これに対して、ヒアリング調査において「5年程度が適当ではないか」との意見が複数の自治体から寄せられた。検討会においても、実態に即して違和感がないことや、母子・父子自立支援員全体の割合では「5年」で区切った方が半々に近くなるとの意見が挙がった。このため、区切りにあたる経験年数の目安を「3年」から「5年」に変更するとともに、各階層の名称から「初任者」「中堅以上」といった表現を削除し、「階層1」「階層2」という名称で整理することとした。

上記の検討を踏まえて、それぞれの階層に該当する母子・父子自立支援員等の目安とめざす姿を図表 30 のとおり整理した。

図表 30 本研修における階層の目安とめざす姿

階層	目安	めざす姿
階層 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援の経験が少なく専門性を高める必要がある。</li> <li>ひとり親支援や相談支援に関する専門用語等について、理解をより深める必要がある。</li> <li>適宜参考資料を参照したり同僚等に相談したりしながら相談支援業務にあたっている。</li> <li>日常業務や研修参加等を通じて、担当課以外の関係部署・機関・他自治体の母子・父子自立支援員等との関係を構築中である。</li> <li>母子・父子自立支援員としての経験年数は5年未満を目安とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭等への相談支援の流れ・各プロセスにおけるポイントを理解している。</li> <li>代表的な相談内容について、活用可能な国等の制度や事業等の概要、最新情報（制度改正等）を把握しており、相談者への支援を行うことができる。</li> <li>各相談者の相談内容にあわせて、適切な関係部署・機関を判断し、相談者に紹介できる。</li> </ul>
階層 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援の専門性や経験に基づいて、相談支援業務にあたっている。</li> <li>相談支援の専門用語と実務を結び付けて理解している。</li> <li>担当課以外の関係部署・機関・他自治体の母子・父子自立支援員等との一定のネットワークがある。</li> <li>母子・父子自立支援員としての経験年数は5年以上を目安とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭等への相談支援の流れ・各プロセスにおけるポイントについて、各相談者にあわせて柔軟に実践できる。</li> <li>他の母子・父子自立支援員等への助言が行える程度のスキルを有している。</li> <li>複雑化・複合化した課題を抱える相談者について、様々な国の制度や事業等の利用を検討し、関係部署・機関と連携しながら支援をリードすることができる。</li> <li>関係者間でのネットワーク構築に努めており、相談者の困りごとにあわせて関係部署・機関へ主体的に働きかけることができる。</li> <li>各種の研修や勉強会に積極的に参加し、自己研鑽に努める。</li> </ul>

## ② 階層構造の研修への活用

次に、上記の階層構造を研修の具体的な設計にどのように反映したかを整理する。

先述のとおり、研修は座学パートと演習パートを組み合わせた構造を基本としている。受講対象者の階層構造については、ヒアリング調査及び検討会での議論を踏まえて、次のように整理した。

### ■座学パートでの活用

ヒアリング調査では、「相談内容は一人ひとり異なり、制度は毎年変わるので、座学講義は階層に関わらず全員共通で受講する方がよい」「制度改正等の法令の改正については共

通で学べる場があるとよい」といった意見が示されている。また、検討会の委員からも、同様のご意見が挙げたことを踏まえて、座学パートについては、階層にかかわらず全受講者が共通で受講することとした。

#### ■演習パートでの活用

演習パートについては、第2章で整理した既存研修の知見を参考に、当初は階層別の演習を設計することも検討した。ヒアリング調査では、多様な階層別の演習について、階層別を希望する意見の一方で、共通受講により受講者同士の学び合いが期待されるといった様々な意見が挙げた。

こうした観点を踏まえ、本調査研究では、演習パートについて次のような位置づけとした。

- 演習パートは異なる階層の受講者が同一の場に参加することを前提とする。
- そのうえで、演習内で実施するグループワーク等では、①同じ階層同士でグループを構成、②異なる階層の受講者を混合したグループを構成の双方のパターンを想定し、それぞれの特長や留意点を踏まえて運営側が選択できるようにする。
- さらに、演習の前後に任意参加の受講者同士の交流機会を設けることで、受講者同士が継続的に相談し合える関係性の構築を促す。

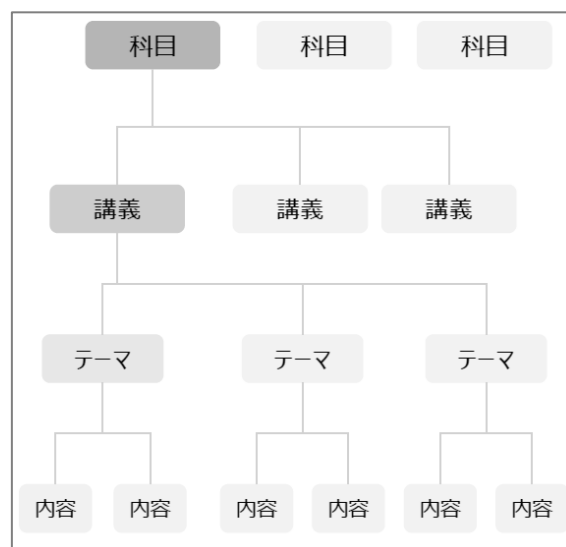
#### (4) 研修カリキュラムの内容

---

研修に期待される効果及び各階層の「めざす姿」を達成できるよう、各種調査及び検討会での議論をもとに、研修の具体的な内容を検討し、研修シラバスに取りまとめた。

研修シラバスの構造については、まず「科目」を最上位に置き、その下に複数の「講義」を配置し、各講義の中にいくつかの「テーマ」を設け、さらに各テーマの具体的な「内容」を整理する四層構造として整理した。そして、講義単位で概要及び到達目標を明示するとともに、講義内で扱うテーマとその内容、各テーマに必要とされる所要時間を明記した。

図表 31 シラバスの構造



各講義の具体的な内容の検討にあたっては、ひとり親家庭への相談支援において必要とされる知識・スキルを体系的に整理することを念頭に置いた。そのうえで、既存文献のうち、特に①ひとり親家庭等への支援に関わる関係者が共通して活用できる実践的な内容を整理した「ひとり親家庭等への相談支援ハンドブック」及び、②ひとり親家庭支援において支援者に求められる視点や心構えを整理した「ひとり親家庭支援の手引き」を主に参考としながら、講義の骨子となる講義一覧及び各講義の内容を整理した。

研修全体の構成については、ひとり親家庭支援の基盤となる支援者の業務や姿勢といった抽象度の高い内容から、日々の実践に直ちに活用できる相談支援の流れ、さらに相談内容に応じた具体的な支援へと段階的に理解が深まるよう、構成の分かりやすさを重視した。その結果、座学パートは、「支援者の業務・姿勢」「相談支援の流れ」「相談内容に応じた支援」の三つの科目から成る構成とした。

このうち、「相談内容に応じた支援」については、受講者が情報を整理して理解しやすいよう、相談内容ごとに「支援の概要と留意点」「活用可能な制度・支援」「関連機関」といった単位に分けて整理した。また、先行研究調査において、母子・父子自立支援員及びひとり親家庭等のニーズが把握されている離婚、就業、家計等の領域については、受講者の学習ニーズ及び相談者からの支援ニーズが特に高い相談内容であることを踏まえ、個別の講義として取り上げる構成とした。

さらに、検討過程においては、委員から推薦のあった文献や先行研究について追加調査を行うとともに、既存研修のカリキュラムも参照し、ひとり親家庭への相談支援において必要な知識・スキルをよりの確に提供できる内容となるよう検討を行った。

研修カリキュラムの内容充実にあたっては、こども家庭ソーシャルワーカー研修、女性相談支援員養成研修、生活困窮者自立支援制度人材養成研修等、類似テーマを扱う既存研修のカリキュラムを適宜参照しつつ、ひとり親家庭支援の文脈に即した内容となるよう留意した。

演習パートについては、受講者同士のネットワークの拡充や学び合いの機会を提供することを通じて、母子・父子自立支援員等のモチベーション向上につながるよう、内容を検討した。

また、各講義の時間数（目安）については、既存文献及び先行研究調査により把握した母子・父子自立支援員の学習ニーズや、ひとり親家庭等の支援ニーズに配慮しながら配分した。研修カリキュラムの講義一覧は、図表 32 のとおりである。

図表 32 研修カリキュラム 講義一覧

区分	対象者	科目	講義	時間（目安）	
座学	全員	支援者の業務・姿勢	(1). 母子・父子自立支援員等の役割	40分	計5時間
			(2). 支援者としての自己理解、 (ア)メンタルヘルスケア	20分	
		相談支援の流れ	(1). 相談支援の流れと対応	60分	
			(2). 関係部署・機関との連携	20分	
		相談内容に応じた支援	(1). 離婚・未婚・死別に関する支援	30分	
			(2). 就業に関する支援	20分	
			(3). 家計に関する支援	60分	
			(4). 生活、住まい・施設に関する支援	20分	
(5). こどもの養育・子育て支援・こどもの教育に関する支援	30分				
演習	全員	演習	—	120分 (+交流会 60分)	

なお、各講義の内容は、付録を参照されたい。

## （5）今後に向けて

本調査研究では、各種調査及び検討会での議論を踏まえて、母子・父子自立支援員等による支援の質が向上するよう、ひとり親家庭等の相談支援において母子・父子自立支援員等が必要な知識や技術を身につけることができる研修のカリキュラムを検討した。

本節では、今後の研修実施や、母子・父子自立支援員等の資質向上に向けて継続的に検討すべき論点を整理する。

### ① 参加しやすい開催日時・条件の検証

母子・父子自立支援員の勤務形態は多様であることを踏まえて、研修の開催日時や実施形態、総時間数等に関して、より参加しやすく学びやすい在り方を検討していくことが求められる。地域ブロック別開催やオンラインの活用等により、地理的・経費的な制約を受けにく

い参加機会を確保する方策についても検討する必要がある。

これらについては、研修実施後に受講者からフィードバックを得て検討することが重要であり、具体的には研修実施後のアンケート等が有効であると考えられる。

## ② 座学パートにおける知識・スキルの定着

座学パートは、オンデマンド形式での講義ではあるものの、短時間のミニワーク等を組み込む、具体的な取組事例を取り上げる等、知識・スキルの定着を図る工夫が求められる。

## ③ 最新情報を入手できる情報源の提供

ひとり親家庭等を取り巻く制度・事業等は頻繁に改正や見直しが行われていることから、母子・父子自立支援員等が各種情報のアップデートに対応できるよう、最新情報が得られるポータルサイトや、参考となる調査研究等について本研修内で情報提供をする必要がある。その際は、二次元コードの活用等、受講者がアクセスしやすい形態で情報を提供することが望ましい。

## ④ 研修講師の人選・確保

研修講師の人選・確保は研修の質を左右する重要な検討事項である。講師について、検討会では、相談内容に関する科目については、現場の母子・父子自立支援員が講師となることが適切ではないかという意見があがったほか、ヒアリング調査では、「長年活躍されて様々な経験を重ねられた母子・父子自立支援員の講演を聞いてみたい」といった意見が挙がった。

また、既存研修調査の結果からも、講師像に関する示唆が得られた。こども家庭ソーシャルワーカー研修では、研修科目ごとに、大学・養成機関での担当経験、行政機関での実務経験、専門資格取得後の相談援助経験等、学歴・実務等に関する具体的な要件が定められており、当該分野に関する学術的知見と実務経験を兼ね備えた人材を講師として位置づけている。また、女性相談支援員養成研修及び生活困窮者自立支援制度人材養成研修では、講師の学歴・実務等の要件は明文化されていないものの、平成28年度「生活困窮者自立相談支援事業における都道府県研修実施のための手引」(みずほ情報総研株式会社)では、研修の目的・ねらい、対象者、目指したい姿を明確にしたうえで、それに見合う専門性とスキルをもつ人材を選定すること、外部講師を招く場合には知名度や肩書のみを重視して研修内容の検討を一任するのではなく、事前に講師候補の情報を十分に把握し、実現可能性を高めることの重要性が指摘されている。

これらを踏まえると、本研修においても、ひとり親家庭支援に造詣が深い学識者に加えて、現場経験が豊富な母子・父子自立支援員も候補として、研修の目的や到達目標に即した専門性・実務経験を有する人材を選定し、講師とともに研修を作り上げていくことが望ましい。

## ⑤ 継続的に受講者をサポートする視点

母子・父子自立支援員等は、ひとり職場である場合も多く、また、自治体の職員は人事異動等により配置が変わることも少なくない。

ひとり職場の母子・父子自立支援員に対しては、研修等を通じて、他の母子・父子自立支

援員等との「顔の見える関係づくり」の機会を提供することが重要である。研修後の日々の業務においても受講者同士が支え合う関係性の構築への寄与が期待される。

あわせて、オンデマンド動画や教材にインターネット上でいつでもアクセスできる環境を整備する等、その日限りで終わらない継続的に学びを支える仕組みを検討する必要がある。

#### **⑥ カリキュラムの継続的な見直しや改善**

ひとり親家庭を取り巻く状況は日々変化しているとともに、その支援に関連する制度・事業等についても頻繁な見直しが実施されている。効果的な研修とするためには、これらの社会状況の変化、それに伴う研修へのニーズの変化・多様化等の把握に努めながら、研修カリキュラムの見直しや改善を継続的に実施していくことが望ましい。

# 付録



## ひとり親家庭等支援における相談支援従事者の人材養成研修 カリキュラム

---

### (1) 本研修の対象者

本研修は、母子・父子自立支援員をはじめとするひとり親家庭等の相談支援の従事者を対象とする。

### (2) 本研修の実施方法

本研修の実施方法は、図表 1 のとおりである。

図表 1 本研修の実施方法

分類	実施方法
実施主体	• こども家庭庁
実施頻度	• 年 1 回
講義の形態	• 座学：オンデマンド <sup>1</sup> • 演習：対面またはオンラインのいずれかを受講者自身で選択 (対面・オンラインはハイブリッドではなく別々に開催)
研修の所要時間	• 座学：5 時間程度 • 演習：2 時間程度

---

<sup>1</sup> 事前に収録した研修動画及び教材をインターネット経由で配信し、受講者が自分の好きな時間に学習できる研修形式。

### (3) 講義一覧

本研修の講義一覧は図表 2 のとおりである。

座学の各講義及び演習は相互に関連しており、特に科目「1. 支援者の業務・姿勢」で扱う母子・父子自立支援員等の役割や支援者としての基本姿勢が、科目「2. 相談支援の流れ」で扱う相談支援の流れや、関係部署・機関との連携や、科目「3. 相談内容に応じた支援」で扱う相談内容と結びつく構成となっている。

受講順は、必ずしも定めるものではないが、全体像を押さえながら理解を深められるよう、科目 1 から順に受講することを想定する。また、演習は座学で学んだ知識・スキルを実践的に学ぶ位置付けである。そのため、可能な限り、演習受講前に座学の各講義を受講することを想定する。

図表 2 講義一覧

区分	対象者	科目	講義	時間 (目安)	
座学	全員	1. 支援者の業務・姿勢	(1) 母子・父子自立支援員等の役割	40分	計 5時間
			(2) 支援者としての自己理解、メンタルヘルスケア	20分	
		2. 相談支援の流れ	(1) 相談支援の流れと対応	60分	
			(2) 関係部署・機関との連携	20分	
		3. 相談内容に応じた支援	(1) 離婚・未婚・死別に関する支援	30分	
			(2) 就業に関する支援	20分	
			(3) 家計に関する支援	60分	
			(4) 生活、住まい・施設に関する支援	20分	
			(5) こどもの養育・子育て支援・こどもの教育に関する支援	30分	
		演習	全員※	演習	

座学科目及び演習科目のいずれも階層を問わず全ての科目を全員が受講する。ただし、演習科目については、階層ごとに到達目標を設定し、各階層の受講者がそれぞれの到達目標を設定できるよう、グループ構成やグループ内での役割分担を検討する。なお、各受講者の階層は、図表 3 を参考に、母子・父子自立支援員等としての経験年数や他分野における相談支援の専門性・経験等の要素を総合的に鑑みて、受講者自身で選択いただくこととする。

図表 3 演習における階層の例

階層 1	<ul style="list-style-type: none"><li>• 相談支援の経験が少なく専門性を高める必要がある。</li><li>• ひとり親支援や相談支援に関する専門用語等について、理解をより深める必要がある。</li><li>• 適宜参考資料を参照したり同僚等に相談したりしながら相談支援業務にあたっている。</li><li>• 日常業務や研修参加等を通じて、担当課以外の関係部署・機関・他自治体の母子・父子自立支援員等との関係を構築中である。</li><li>• 母子・父子自立支援員としての経験年数は5年未満を目安とする。</li></ul>
階層 2	<ul style="list-style-type: none"><li>• 相談支援の専門性や経験に基づいて、相談支援業務にあたっている。</li><li>• 相談支援の専門用語と実務を結び付けて理解している。</li><li>• 担当課以外の関係部署・機関・他自治体の母子・父子自立支援員等との一定のネットワークがある。</li><li>• 母子・父子自立支援員としての経験年数は5年以上を目安とする。</li></ul>

#### (4) 研修シラバス

次ページより、研修シラバスを掲載する。

【科目1 支援者の業務・姿勢】講義（1）母子・父子自立支援員等の役割

講義名	母子・父子自立支援員等の役割				
講義時間	40分	講義形態	座学	対象者	全員

講義概要	<p>相談者を取り巻く環境や相談者やそのこどもが直面している困難等を踏まえて、ひとり親家庭等に対する支援の全体像及び母子・父子自立支援員の役割を学ぶ。</p> <p>また、支援者として、相談支援の質の向上を図ることの重要性及び質向上のための具体的な方法を学ぶ。</p>
到達目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ひとり親家庭の現状や支援において配慮する点及び相談者が直面している可能性がある困難を理解し、相談者の背景への理解を深めることができる。</li> <li>2. ひとり親家庭等支援の全体像における母子・父子自立支援員の役割を理解した上で、ひとり親家庭等に対する相談支援に従事できる。</li> <li>3. 組織及び支援者自身が支援者の資質向上・自己研鑽の重要性を理解し、支援者の資質向上・自己研鑽への意識・参加意欲を高める。</li> </ol>

所要時間	テーマ	内容
20分	相談者の背景への理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ひとり親家庭の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 学歴・生活歴（こどもの生育歴含む）・収入の多様さ、社会資源（公的・私的）の利用状況</li> </ul> </li> <li>• 母子家庭に特徴的な困難 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 不安定な雇用状況・収入等</li> </ul> </li> <li>• 父子家庭に特徴的な困難 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 支援ニーズの見えにくさ（ジェンダー規範・こども以外の親族との同居率の高さ）等</li> </ul> </li> <li>• 相談者が直面している可能性がある困難 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 仕事と家事・育児の両立</li> <li>➢ こどもや相談者自身の心身の健康問題、障害</li> <li>➢ 家族の介護 等</li> </ul> </li> </ul>
5分	ひとり親家庭等に対する支援の全体像	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ひとり親家庭等に対する自立支援の体系 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費確保等支援策（親子交流含む）」、「経済的支援策」の4本柱</li> </ul> </li> </ul>
10分	母子・父子自立支援員の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 母子・父子自立支援員の職務・倫理規範</li> <li>• 母子・父子自立支援員の業務</li> </ul>
5分	支援者の資質向上・自己研鑽	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 資質向上・自己研鑽の重要性</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"><li>• 資質向上・自己研鑽の機会<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 研修や情報交換の場への参加</li></ul></li><li>• 支援者同士の連携</li></ul>
--	--	--

備考	
----	--

【科目1 支援者の業務・姿勢】講義（2）支援者としての自己理解、メンタルヘルスケア

講義名	支援者としての自己理解、メンタルヘルスケア				
講義時間	20分	講義形態	座学	対象者	全員

講義概要	支援者として、自身が持つアンコンシャス・バイアスやストレスを把握することの重要性を学ぶ。また、支援者自身のアンコンシャス・バイアスやストレスへの具体的な対処方法を学ぶ。
到達目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 支援者としての自己理解の重要性を認識し、アンコンシャス・バイアスへ対処できる。</li> <li>2. 支援者自身のメンタルヘルスケアの重要性を理解し、支援者が自身のメンタルヘルスケアを行えるようになる。</li> </ol>

所要時間	テーマ	内容
10分	支援者の自己理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 支援者が持つアンコンシャス・バイアスが支援に与える影響</li> <li>• 支援者自身のアンコンシャス・バイアスへの対処方法</li> </ul>
10分	支援者のメンタルヘルスケア	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 支援者が経験するストレス</li> <li>• 相談者と支援者の境界線（バウンダリー）の重要性</li> <li>• 感情の転移・逆転移</li> <li>• ストレスへの対処方法、メンタルヘルスケアの方法</li> </ul>

備考	
----	--

【科目2 相談支援の流れ】講義（1）相談支援の流れと対応

講義名	相談支援の流れと対応				
講義時間	60分	講義形態	座学	対象者	全員

講義概要	ひとり親家庭等への相談支援に従事する支援者に求められる視点や心構えを学ぶ。そのうえで、相談支援の流れ、支援の各段階における留意点及び相談支援の各形式（対面・電話・メール）の特徴等を学ぶ。
到達目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 相談者に対する受容的態度・対等性・主体性の尊重等の支援の基本や、支援者に求められる視点に基づいて、支援の質の向上を図ることができる。</li> <li>2. 相談支援の流れ及び支援の各段階のポイント等を理解し、支援の質の向上を図ることができる。</li> </ol>

所要時間	テーマ	内容
20分	相談支援を行う上で必要な視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 相談者の権利擁護</li> <li>• 生活者としての視点</li> <li>• 相談者のおかれている環境への理解</li> <li>• 受容的態度、非審判的態度、傾聴、共感</li> <li>• 対等性・客観性・専門性</li> <li>• 個別性、主体性の尊重、自己決定の援助、パターンリズムへの配慮</li> <li>• ストレngths及びエンパワメントの視点</li> <li>• 秘密保持の原則・個人情報の取扱い</li> </ul>
10分	ひとり親家庭等の支援者に求められる視点や心構え	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 短期的な支援と長期的・予防的な支援</li> <li>• 広い視野をもった支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ ひとり親家庭等特有の支援と子育て家庭に共通する支援</li> <li>➢ 家族全体への支援 等</li> </ul> </li> </ul>
20分	相談支援の流れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 相談支援の意義</li> <li>• 相談支援の全体像と各段階におけるポイント <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ インテーク</li> <li>➢ アセスメント</li> <li>➢ プランニング</li> <li>➢ アクション</li> <li>➢ モニタリング・再アセスメント</li> <li>➢ ターミネーション</li> </ul> </li> <li>• 様式・アセスメントツールの活用方法・効果（エコマップ、ジェノグラム等）</li> </ul>

10分	相談支援の様々な形式	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 対面相談の特徴・留意点</li><li>・ 電話相談の特徴・留意点</li><li>・ メール相談の特徴・留意点</li></ul>
-----	------------	--

備考	
----	--

**【科目2 相談支援の流れ】講義（2）関係部署・機関との連携**

講義名	関係部署・機関との連携				
講義時間	20分	講義形態	座学	対象者	全員

講義概要	ひとり親家庭等への支援における、関係部署・機関との連携の必要性や効果を学ぶ。
到達目標	1. 関係部署・機関との連携の必要性や連携の効果を理解し、必要に応じて関係部署・機関との連携を図ることができる。

所要時間	テーマ	内容
10分	関係部署・機関との連携の必要性・効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 関係部署・機関との連携の必要性</li> <li>• 関係部署・機関の連携による効果 (連携が必要な事例の特徴)</li> </ul>
10分	関係部署・機関との連携におけるポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 効果的な連携に向けてできること                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 関係先の特色・強みの把握</li> <li>➢ 情報共有の仕組みづくり（個人情報の取り扱い含む）</li> <li>➢ 切れ目のない支援のための役割分担</li> </ul> </li> <li>• 関係部署・機関とのコミュニケーション                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 日常業務でのコミュニケーション</li> <li>➢ 会議等での情報共有</li> <li>➢ 研修・勉強会での関係性構築</li> </ul> </li> </ul>

備考	
----	--

【科目3 相談内容に応じた支援】講義（1）離婚・未婚・死別に関する支援

講義名	離婚・未婚・死別に関する支援				
講義時間	30分	講義形態	座学	対象者	全員

講義概要	離婚・未婚・死別に関して、ひとり親家庭等が活用可能な制度・支援・関係機関について学ぶ。
到達目標	1. 離婚・未婚・死別した者に対して支援を提供する上で、活用可能な制度・支援及び必要な手続きについて理解し、相談者の状況にあわせた連携を図ることができる。

所要時間	テーマ	内容
15分	離婚・未婚・死別に関する支援の概要と留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 離婚前相談・離婚準備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 親権（共同親権・単独親権）、養育費、親子交流、財産分与、慰謝料 国際離婚 等</li> </ul> </li> <li>• 未婚                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 妊娠中からの相談（特定妊婦を含む）、周囲の支援者の有無の確認・育児支援、こどもの認知、養育費 等</li> </ul> </li> <li>• 死別                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ グリーフケア、戸籍・住民票、健康保険、遺族年金の手続き 等</li> </ul> </li> </ul>
10分	DVに関する支援の概要と留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>• DVの種類・特徴</li> <li>• 被害者（相談者本人・子ども）に及ぼす影響</li> <li>• 相談者がDV被害にあっている可能性がある場合の留意点                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 安全確保</li> <li>➢ 二次的被害の防止</li> <li>➢ プライバシー保護 等</li> </ul> </li> </ul>
5分	離婚・未婚・死別・DVに関する活用可能な制度・支援・関係機関等	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 活用可能な制度・支援の例                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 離婚：離婚前後家庭支援事業</li> <li>➢ 未婚：妊産婦等生活援助事業</li> <li>➢ 死別：遺族年金</li> <li>➢ DV：母子生活支援施設への一時保護・入所、DV等被害者法律相談援助 等</li> </ul> </li> <li>• 関係機関の例</li> </ul>

備考	
----	--

【科目3 相談内容に応じた支援】講義（2）就業に関する支援

講義名	就業に関する支援				
講義時間	20分	講義形態	座学	対象者	全員

講義概要	就業に関して、ひとり親家庭等が活用可能な制度・支援・関係機関について学ぶ。
到達目標	1. 就業に関する支援を提供する上で、活用可能な制度・支援及び必要な手続きについて理解し、相談者の状況にあわせた連携を図ることができる。

所要時間	テーマ	内容
15分	就業に関する支援の概要と留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 就業相談</li> <li>• 就業支援</li> <li>• 職業紹介</li> </ul>
5分	就業に関する活用可能な制度・支援・関係機関等	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 活用可能な制度・支援の例               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 母子・父子自立支援プログラム策定事業</li> <li>➢ ひとり親家庭等就業・自立支援事業（就業支援講習会等事業、就業情報提供事業、在宅就業推進事業、就業環境整備支援事業等）</li> <li>➢ 自立支援教育訓練給付金</li> <li>➢ 高等職業訓練促進給付金                   <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 資格の概要や各資格が活用できる職業について</li> </ul> </li> <li>➢ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（入学準備金・就職準備金）</li> <li>➢ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業</li> <li>➢ マザーズハローワーク事業</li> <li>➢ ハロートレーニング（離職者訓練・求職者支援訓練）</li> <li>➢ 教育訓練給付制度</li> <li>➢ 求職者支援制度等</li> </ul> </li> <li>• 関係機関の例</li> </ul>

備考	
----	--

**【科目3 相談内容に応じた支援】講義（3）家計に関する支援**

講義名	家計に関する支援				
講義時間	60分	講義形態	座学	対象者	全員

講義概要	家計相談、手当・経済的な支援に関して、ひとり親家庭等が活用可能な制度・支援・関係機関について学ぶ。
到達目標	1. 家計相談、手当・経済的な支援を提供する上で、活用可能な制度・支援及び必要な手続きについて理解し、相談者の状況にあわせた連携を図ることができる。

所要時間	テーマ	内容
45分	家計に関する支援の概要と留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 家計収支の管理の重要性</li> <li>• 家計管理に関するテーマ                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 生活設計（生活費や家計全般、家計簿の重要性、借金・貯蓄の有無等）</li> <li>➢ 子育て資金（教育費）</li> <li>➢ 住居費</li> <li>➢ 税金</li> <li>➢ 社会保障制度（年金・保険等）</li> </ul> </li> </ul>
15分	家計に関する活用可能な制度・支援・関係機関等	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 活用可能な制度・支援の例                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 児童扶養手当</li> <li>➢ 特別児童扶養手当</li> <li>➢ 生活保護</li> <li>➢ 母子父子寡婦福祉資金貸付金制度</li> <li>➢ ひとり親家庭等生活向上事業（家計管理・生活支援講習会等事業）</li> <li>➢ 生活困窮者自立支援制度（家計改善支援事業）等</li> </ul> </li> <li>• 関係機関の例</li> </ul>

備考	
----	--

【科目3 相談内容に応じた支援】講義（4）生活、住まい・施設に関する支援

講義名	生活、住まい・施設に関する支援				
講義時間	20分	講義形態	座学	対象者	全員

講義概要	生活、住まい・施設に関して、ひとり親家庭等が活用可能な制度・支援・関係機関について学ぶ。
到達目標	1. 生活、住まい・施設に関する支援を提供する上で、活用可能な制度・支援及び必要な手続きについて理解し、相談者の状況にあわせた連携を図ることができる。

所要時間	テーマ	内容
15分	生活、住まい・施設に関する支援の概要と留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 家事支援</li> <li>• 住まいに関する支援</li> </ul>
5分	生活、住まい・施設に関する活用可能な制度・支援・関係機関等	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 活用可能な制度・支援の例                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 生活関連：ひとり親家庭等生活向上事業（相談支援事業、ひとり親家庭地域生活支援事業）、ひとり親家庭等日常生活支援事業、ひとり親家庭等医療費助成制度、こども医療費助成制度 等</li> <li>➤ 住まい・施設関連：ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（住宅支援資金貸付）、生活困窮者自立支援制度（住居確保給付金、一時生活支援事業）、公営住宅の優先入居、住宅セーフティネット制度（セーフティネット住宅情報提供システム）、母子生活支援施設 等</li> </ul> </li> <li>• 関係機関の例</li> </ul>

備考	
----	--

【科目3 相談内容に応じた支援】講義（5）こどもの養育・子育て支援・こどもの教育に関する支援

講義名	こどもの養育・子育て支援・こどもの教育に関する支援				
講義時間	30分	講義形態	座学	対象者	全員

講義概要	こどもの養育・子育て支援・こどもの教育に関して、ひとり親家庭等が活用可能な制度・支援・関係機関について学ぶ。
到達目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. こどもの養育・子育て支援・こどもの教育に関する支援を提供する上で、活用可能な制度・支援及び必要な手続きについて理解し、相談者の状況にあわせた連携を図ることができる。</li> <li>2. 相談者のこどもが直面している可能性がある困難や、こどもに対する虐待についての知識、配慮事項等を理解する。</li> </ol>

所要時間	テーマ	内容
20分	こどもの養育・子育て支援・こどもの教育に関する支援の概要と留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>• こどもの権利擁護</li> <li>• こどもが直面している可能性がある困難 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 心身の健康・いじめ・不登校・ヤングケアラー・障害 等</li> </ul> </li> <li>• ライフステージごとのこどもに必要な養育環境・社会環境及びその変化がこどもに及ぼす影響</li> <li>• 保護者が安定してこどもと向き合えるようにするための支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 相談に来たひとり親への配慮事項（気持ちの理解・受け止め、子育てに疲れた時のこどもの預け場所の案内）</li> <li>➢ こどもの養育（こどもへの接し方、親子関係）に関する助言</li> <li>➢ こどもの病気やケガへの備えに関する情報提供</li> <li>➢ 支援制度の利用を促す働きかけ</li> </ul> </li> <li>• 児童虐待の通告にかかる個人情報扱い</li> </ul>
10分	こどもの養育・子育て支援・こどもの教育に関する活用可能な制度・支援・関係機関等	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 活用可能な制度・支援の例 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ こどもの養育：ひとり親家庭等生活向上事業（こどもの生活・学習支援事業、ひとり親家庭地域生活支援事業）、生活困窮者自立支援制度（こどもの学習・生活支援事業）</li> <li>➢ 子育て支援：子育て短期支援事業、一時預かり事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）</li> <li>➢ 教育：就学援助制度（小・中学生向</li> </ul> </li> </ul>

		<p>け)、高校生等への修学支援(高等学校等就学支援金等)、生活福祉資金貸付制度(教育支援資金)、給付奨学金・貸与型奨学金・授業料等減免(例は備考欄を参照)等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 関係機関の例</li> </ul>
--	--	--

備考	<p>▼給付型奨学金・貸与型奨学金の例</p> <p>地方公共団体独自の奨学金、日本学生支援機構(JASSO)の奨学金、民間団体の奨学金等</p>
----	---

### 【科目3 演習】

講義名	演習				
講義時間	120分 <sup>※1</sup>	講義形態	演習	対象者	共通 <sup>※2</sup>

※1 別途、任意参加の交流会 60分を実施。

※2 到達目標は、階層別に設定。

講義概要	<p>ひとり親家庭等の支援において、母子・父子自立支援員等が対応に迷うことが想定される相談事例を用い、アセスメントから支援方針の検討までの一連の流れをグループで検討することにより、座学で学んだ知識・スキルを実際の相談支援の場で活かすイメージを具体化しながら、支援方針の組み立てや多機関連携の進め方を実践的に学ぶ。面談におけるコミュニケーション技術についても意識する。</p> <p>なお、講義の前後には任意参加の交流会を実施し、母子・父子自立支援員同士が日頃の支援の進め方や悩みを共有することを通じて、支援者同士のネットワーク形成及びモチベーション向上の契機とする。</p>
到達目標 (階層1)	<ol style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭等の相談支援における基礎的なポイントを理解し、自身の担当ケースに当てはめて考えられる。</li> <li>相談者の主体性を尊重しながら支援目標に向かって伴走できる。</li> <li>相談内容に応じて活用可能な制度・事業・関係機関を整理し、優先順位を踏まえた支援方針を検討できる。</li> <li>受講者同士で思いや悩みを共有することを通して、支援上の悩みを言語化するとともに、同じ業務に携わる支援者同士の横のつながりを構築する。</li> </ol>
到達目標 (階層2)	<ol style="list-style-type: none"> <li>相談者の抱える課題全体を客観的に理解し、同時に言語化されていない潜在的な支援ニーズも捉えて、包括的にアセスメントすることができる。</li> <li>相談者の主体性を尊重しながら支援目標に向かって伴走できる。</li> <li>多様な関係機関との協働・連携を基盤とした支援方針を提示し、関係調整しながらケースマネジメントできる。</li> <li>受講者同士で思いや悩みを共有することを通して、自身の支援を振り返るとともに、同じ業務に携わる支援者同士の横のつながりを構築する。</li> </ol>

#### 【演習の運営方法・進め方（例）】

本シラバスでは演習の運営方法・進め方について、以下に参考例を示す。演習全体のテーマや演習内で重視するポイント、時間配分等の詳細は、各回の受講者数・属性、各地域の状況等も踏まえながら、各回の講師と調整のうえで決定することが望ましい。

#### ■ 開催形態（例）

- 対面またはオンラインでの実施を想定する。ただし、グループワーク等を円滑に進行する観点から、対面・オンラインの両方で研修を開催する場合でもハイブリッド形式ではなく、対面回・オンライン回を分けて実施することが望ましい。
- オンラインでの開催とする場合には、受講者が会議ツールを不安なく操作できるよう、オンライン会議ツールの操作説明資料を事前配布することが望ましい。

■ **グループ構成・運営方法（例）**

- 1グループあたりの人数は受講者4～6名程度が望ましい。
- また、演習全体のテーマや演習内で重視するポイントを踏まえつつ、各階層の受講者それぞれが到達目標を達成できるようにグループ構成やグループ内での役割分担を検討する必要がある（グループ構成の例は図表1に掲載）。

**図表 1 演習におけるグループ構成の例**

パターン	グループ構成	メリット	留意点等
1	同階層の受講者のみのグループを組成	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 特に階層1について、グループワーク時の発言しやすさが高まりやすい。</li> <li>• グループ内の受講者それぞれが感じる支援課題に共通性が生まれやすく、議論が深まりやすい。</li> <li>➢ 特に階層2では、レベルの高い議論への発展が見込める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• グループワーク後の全体共有の時間において、階層1のグループ、階層2のグループそれぞれから発表を求める等、異なる階層の受講者からも学びを得る機会を作ることが望ましい。</li> </ul>
2	階層1・2の受講者が混ざったグループを組成	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 階層1の受講者が階層2の受講者（より高い専門性を有する母子・父子自立支援員等）から、アセスメントや支援の見立てに係る考え方を学ぶことができる。</li> <li>• 階層2にとっては、自身の思考を言語化して説明するトレーニングになり、連携や指導の感覚を育てることに役立つ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 経験年数等に関わらず、全員が発言できるよう配慮して進める必要がある。</li> <li>• 階層2の受講者が経験に応じた気づきが得られるように、グループワークにおける階層2の役割を予め設定し、アナウンスしておくことが望ましい。</li> <li>➢ 例：各グループのファシリテーターを階層2が担う、階層1が検討した内容に助言する役割を担う 等</li> </ul>

**図表 2 演習における階層の例**

階層1	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 相談支援の経験が少なく専門性を高める必要がある。</li> <li>• ひとり親支援や相談支援に関する専門用語等について、理解をより深める必要がある。</li> <li>• 適宜参考資料を参照したり同僚等に相談したりしながら相談支援業務にあたっている。</li> <li>• 日常業務や研修参加等を通じて、担当課以外の関係部署・機関・他自治体の母子・父子自立支援員等との関係を構築中である。</li> <li>• 母子・父子自立支援員としての経験年数は5年未満を目安とする。</li> </ul>
階層2	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 相談支援の専門性や経験に基づいて、相談支援業務にあたっている。</li> <li>• 相談支援の専門用語と実務を結び付けて理解している。</li> <li>• 担当課以外の関係部署・機関・他自治体の母子・父子自立支援員等との一定のネットワークがある。</li> <li>• 母子・父子自立支援員としての経験年数は5年以上を目安とする。</li> </ul>

■ **講師及び各グループのファシリテーター（進行役）の配置（例）**

- 全体を見る講師を1名配置する。講師はひとり親支援に詳しい有識者に依頼することが想定される。

- また、グループワークの進行を円滑にすることを目的として、各グループにファシリテーターを配置することが望ましい。ファシリテーターは、各グループ内で受講者から選出する方法や、外部の有識者または経験豊富な母子・父子自立支援員等に依頼して各グループに1名ずつ配置する方法等が考えられる。

#### ■ 研修のテーマ・事例選定の観点（例）

- 研修で取り扱うテーマ・事例は、以下のような観点による選定が想定される。
  - 受講対象者への事前アンケートまたはヒアリングにおいて、希望があった内容（過去の研修にて受講者から要望があった内容）
  - 直近の制度改正（ひとり親支援に関連するもの）に関する内容
  - ひとり親家庭支援における相談支援において特に重要だと思われる内容
  - 事例検討した様々な支援内容が「ひとり親家庭等への相談支援ハンドブック」の内容とつながっており、研修後もハンドブックを用いて振り返ることができることが望ましい。

#### ■ タイムスケジュール（例）

所要時間※	実施内容	詳細
— ※研修の前後	交流会 (任意参加)	<ul style="list-style-type: none"> <li>受講者同士の名刺交換（希望者のみ）</li> <li>フリートーク (各受講者がテーマを選んで話す)               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 支援のなかで上手くいったこと</li> </ul> </li> <li>支援のなかで大切にしていること 等</li> </ul>
5分	概要説明・導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>講義概要・到達目標の説明</li> </ul>
5分	アイスブレイク	<ul style="list-style-type: none"> <li>各グループ内で自己紹介</li> </ul>
5分	ワークの説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人ワーク・グループワークの目的、全体の進め方、各受講者が実施すべきことを説明する。</li> </ul>
15分	個人ワーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>受講者個人でワークに取り組む。</li> </ul>
60分	グループワーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人ワークの結果、迷った点等を共有する。</li> <li>グループ内でディスカッションを行いながら、グループとしての意見をまとめる。</li> </ul>
30分	グループワーク結果の全体共有 講師からのフィードバック	<ul style="list-style-type: none"> <li>グループワーク結果の共有</li> <li>講師によるフィードバック・総括</li> </ul>

令和7年度 子ども・子育て支援等推進調査研究事業  
「ひとり親家庭支援における相談支援従事者の人材養成研修に関する調査研究」  
事業報告書

発行日：令和8年3月  
発行：PwC コンサルティング合同会社